

# 中世名族の末流 忍藩士畠山氏研究（一）

## —新発見の畠山系図とその検討—

若 松 良 一

### はじめに

行田市に住んだことが契機となつて、城塞都市忍の成立や忍藩の歴史に興味を持ったわたしは、平成十六年の春から藩士の末裔にあたる方々を訪ねて調査をさせていただくようになつた。行田市天満に在住の畠山恒雄氏も調査を受け入れて下さつたお一人であつた。畠山氏は室町幕府の管領職に任じられた足利氏一門畠山氏の子孫であり、その由緒と歴史を示した系図を所蔵されていた。また現在はさいたま市にお住まいの畠山晃司郎氏もその分家筋に当たり、同様の系図をお持ちであつた。

託されて、これらの系図を読ませて頂くうちに、名族畠山氏が八百年の歴史の中で並大抵でない盛衰を繰り返しながら、今日まで家名を保ち続けていることに畏敬の念を持つに至つた。また、まだ世に出たことのないこれらの系図群は極めて高い史料価値を有しており、公開することによつて学会に裨益するところが少なきないものと思われた。

両畠山家には由緒書や勤書など、近世に書かれた一等史料も保存されており、熟覧の機会と発表の許可を得てゐるので、最終的には中世から近世に及ぶ通史的な畠山氏研究を取り纏めることが筆者の課題となる。

今回は、系図の詳細を報告し、他系図との比較成果を発表する。

### 一 畠山恒雄家所蔵系図

畠山恒雄家に保存されていた古文書は次の通りであつた。

- 一 畠山氏系図（横帳二十八丁）※甲本
- 二 畠山氏略系図（横帳二十七丁）※乙本
- 三 忠敬君御続書（横帳）
- 四 長澤家略系（豎帳）
- 五 歴史書写本（横帳・外題箋剥離）
- 六 畠山家由緒書（掛軸装）
- 七 進修館開校式式辞（一枚）

### （一）甲本の内容

これららのうち、畠山氏系図と畠山氏略系図を今回の研究対象とする。まず、甲本を読み下し、若干の解説を付しながら、嫡流から畠山惣左衛門家（畠山恒雄氏の先祖）の系統に属す代々について紹介する。

畠山恒雄家は清和源氏の出身で、貞純親王、經基王、満仲、頼信、頼義を経て七代目が八幡太郎源義家、その子が足利義国、その嫡子が新田氏の祖義重で弟の義康の子が義兼、その嫡男義純の嫡男が本系図で畠山始祖とする泰國である。弟の時朝は田中家始祖、時兼は岩松家の始祖となつた。国氏、貞国を経て、畠山家五代目（註一）の尾張守家の嫡男国清は鎌倉執事に就任したが、後に反逆によつて滅び、次男の尾張守義深が嫡家した。征討使として武功があり、河内・和泉・能登・越中の郡を領することとなつた。

義深の嫡子で七代目の畠山基国は山名氏清を討つて、山城・大和・摂津の郡邑を益封され、応永四年初めて管領職となり、斯波、細川と交代

で闖国の將帥の長となり、世に三管領と称し永く以つて家例とした。右衛門督従四位、長禪寺殿右金吾徳元大居士と法名し応永十三年正月十七日卒した。

その嫡子八代目畠山満家は従三位尾張守に進み、管領二代目となつた。大内義弘を攻め、その軍を破つて義弘の首を獲たので勲績を感賞され、紀伊を増封され、畠山の武名が大いに彰かとなり、声価は益々重くなつた。将軍義持が薨去した後、後継者を欠いていたので、満家が八幡社に詣り籤を引いて青蓮院門主の義圓に決定し、義教將軍と為し、かつ武命を奉じ彦仁親王を迎へ後花園帝と為し（註二）、威望と権勢はその右に出る者はなかつた。永享五年九月十九日に卒し、河内渋川郡萬松山真觀禪寺に葬り、真觀寺殿直源道端大居士と法名した。弟の満則は能登守に任じられ、その子能登守義忠は北国畠山の祖となつた。

満家の嫡子九代目畠山持国は管領三代を継ぎ、従三位尾張守に進み、左衛門督となり享徳四年三月二十六日に卒して光教寺殿左金吾徳本大居士と法名した。京都建仁寺塔頭西来院に位牌がある。

持国の養嗣子十代目畠山政長は弟持富の子であつた。長禄寛正の頃、家督をめぐつて兄弟（註三）の義就と相論し合戦に及んだが、政長が打勝つて管領職第四代を相続した。のち河内正覚寺において割腹して果てた。この義就の系統は義豊、義英、義宣と続き、上総介に任官した。

政長の嫡子十一代目畠山尚長は幼名を御兒丸、のちに尚順、尚慶とも称し、ト山と号した。従四位下左衛門督、尾張守に任官し、領国は河内、和泉、紀伊、越中、山城の内と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。天文三年三月二十日に卒し、勝仙院殿龍源徳陽大居士と法名した。行年五十五歳。

尚長の嫡子十二代目畠山種長は右衛門佐、尾張守に任官し、領国は前

代に同じであつた。天文十四年五月十四日に卒し、大和寺殿覺源悟公大居士と法名した。行年四十二歳。

種長の子十三代目畠山政國は始め播磨守、後に尾張守に任官し、領国は河内、和泉、紀伊と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。天文十四年五月十四日に卒し、大和寺殿覺源悟公居士と法名した。行年四十二歳。政國の次男である畠山政尚は播磨守に任官した。畠山恒雄家の祖となる。義純から数えて十四代目である。

長男高政は尾張守と紀伊守を兼ね、母は宮崎隱岐入道の女、領国は河内、紀伊、尾張半国と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。河内高屋城に居て、次男（次弟のこと）播磨守政尚は紀伊岩室城に居て、三男（末弟のこと）を昭高といつたが兄弟同志で兵を合せ三好實休を泉州で殺した。しかしながら三好氏は泉州に侵攻した。高政には子がなかつたので、政尚の子貞政を以つて嗣子とした。天正四年十月十五日に卒し、多宝寺殿高玉空外大居士と法名した。

政尚の子（註四）のうち貞政が高政の養子となり嫡家を繼承した。政能は庶子で、畠山恒雄家二代目となる。畠山家祖義純から数えて十五代目で、通称八郎次郎、後に播州と称し、別名を政次ともいつた。宮原の姓を名乗つた。天正十二年尾州楽田の役に、一族を挙げて東照公の命を奉じ、後援を為さんと欲したが、和議成りてその事を果たさなかつた。翌十三年春、豊臣の軍が紀伊在田郡岩室城等を攻略し、皆陥ち、よつて該地宮原郷に潜居し、宮原と号し沿い襲つて家号と為した。

政能の嫡子で義純から数えて十六代目の宮原家政は通称惣左衛門、後に新左衛門と称した。寛永十八年正月、松平下総守忠明君が播磨姫路城に在つた時、幕府官吏石谷土入翁を使として藩籬に招き、是において忠明君に謁し家臣と為し、君名家の裔たるを以つて自分指物を許し、賓礼

を表し、禄二百石を賜り、特に登庸の恩命ありと雖も、家政固辞し、馬廻之軍役を請いて奉仕すと云々。因つて世襲例と為す。慶安元年六月藩主忠弘君に従い出羽山形に移る。室は畠山左衛門佐貞政二女、全窓妙心大姉と法名した。寛文六年九月二十二日卒し山形に葬る。家政は明暦元年十月八日卒し、風山道臨大禪定門と法名し、羽州山形に葬る。

家政の嫡子十七代目宮原政房は通称惣左衛門、了樹と号した。母は畠

山貞政の女。寛文八年八月藩主忠弘君に従つて下野宇都宮に、天和元年九月には陸奥白川に移る。室は加藤太郎右衛門包富の養女で実は原田与八郎の女。享保十年十二月十六日卒し、玄室恵妙大姉と法名し勢州桑名真如寺に葬る。政房は元禄十四年四月二十七日に卒し、中山了樹居士と

法名し備後福山に葬る。この政房の兄弟である満昭は七左衛門と通称し、宗白と号した。実は家政の長子で紀伊宮原に住していたが後に摺津八部郡夢野村に移住し閑散と生涯を終えた。その一子政富を以つて弟政武の養子とす。故に後嗣無し。元禄十六年九月二十五日卒し、摺津夢野村長福寺に葬る。政武は通称七太夫、後に宇右衛門。万治三年兄政房の請願によりて給俸を賜い、雇役を命ぜられる。後、貞享四年更に禄百五十石を賜い藩臣別家となる。享保十年三月十二日卒し、洞雲院清山元水居士と法名して葬る。

政房の嫡子十八代目宮原政之は通称惣四郎、繁右衛門、藤治、惣左衛門と変る。母は加藤包富の養女。元禄五年十月藩主忠雅君に従つて出羽山形に、元禄十五年九月備後福山に移る。正徳元年三月伊勢桑名へ移る。室は始め福山元水野家藩士神谷新五右衛門の女、子なく卒す。後、奥平仁兵衛妹また子なく卒す。その後福山某の女を娶る。宝暦二年四月十七日卒し、本盛慈源大姉と戒名し真如寺に葬る。政之は宝暦六年十一月六日日に卒し、無物老山居士と法名し伊勢桑名真如寺に葬る。行年

## 八十七。

なお、三人の妹の一人は畠山左源太高玄の室となり、清心院玉流峯月大姉と法名して元禄十一年九月二十日、江戸芝二本榎廣岳院に葬る。

政之の嫡子十九代目宮原政友は通称友槌、藤治、惣左衛門。母は備後福山某の女。政友は安永四年九月十日卒し、木槿龍吟居士と法名し真如寺に葬る。年六十余。

政友の嫡子二十代目宮原政治は通称繁太郎、藤治、惣左衛門。始め政輔と諱した。母は阿佐美重僖の女。天明八年三月家号を畠山に復す。寛政六年八月十二日卒し、聞了正見居士と法名し真如寺に葬る。年五十三。

二十一代目畠山政秀は通称主馬之助、新左衛門、清左衛門。生坐と号す。母は小河原宗屋の女。実は片岡嶋之助春正次男。政治養いてその女に配し嗣と為す。文政六年九月藩主忠堯君に従い武藏忍に移る。室は政治嫡女リキ。政秀は嘉永六年正月八日卒し、陽山量寿居士と戒名し武藏忍桃林寺に葬る。年七十九。

政秀の子畠山政著は通称兎三郎、猪十郎、左平。母は政治の女。部屋住にて勤仕し未だ家督を継がずして卒す。天保十年六月十六日卒し、南堂自涼居士と法名し桃林寺に葬る。年四十四。

政著の子二十二代目畠山政年は通称左熊、庄三郎、孫之助、惣左衛門。精一と号す。母は古市政容の女。祖父政秀の嫡孫で承祖す。明治四年七月廢藩置県の革命に際し、埼玉県貫属士族に列す。家政より七代二百三十一年歴仕して松平君家十三世。室は菅沼何右衛門女シズ。

政年の嫡子二十三代目畠山政雄は通称長太郎、主馬之助、貞衛、八郎次郎。母は菅沼定の女。政雄は明治七年五月十二日卒し、量山東江居士と戒名し、桃林寺(に葬る)。年二十九。政雄の弟義富は通称宮原久米次郎、

多熊と称す。村上竹之進義行の養子となり、明治二年十一月二十五日養家に移る。弟某は通称宮原銃造。徳重元瑞の養子にして明治九年四月七日送籍す。

政雄の嫡子二十四代畠山政久は通称余太郎。母は千葉胤晴の女。

このあとに、昭高・貞政・政信・基玄・基祐・基峨と嫡家の六代と基玄の弟で別家を興した義玄及び高玄の系統を收めるが、次章で節を設けて扱うこととする。

### (二) 乙本巻末の家紋由緒について

ここで乙本巻末に掲げられている家紋の貼り込みとその注(写真6)について記しておきたい。畠山惣左衛門家の家紋は四つあり、それを写し取った薄紙が貼り付けられていて、その下に注が付されている。家紋のうち一点は剥がれて失われているが、同家にある畠山家由緒掛軸の上部に応永二年十二月晦日京都内野合戦大勝記念紋との注を付して掲げられた家紋であることがわかる。以下に釈文を掲げる。

家紋當時本家にて被用候も右之通恰好之  
紋由緒ハ別情に委シク記有之候

(両引き紋貼込) 引両ト唱用來足利家より伝来之紋恰好引両筋幕之割合  
之通五ツ割細輪之定尤筋幕も相用遠慮無之由

(桐紋貼込) 後花園帝より先祖満家に此紋勅許桐之とふ苦ニ勅許是者不  
□訳柄之由右已來家紋同様相用右二ツ聞分相用管領より之旧例ニ而衣服

ニ者七所ニ相用ル定之由但右両紋ニ男婦人馬具ニ者不相用由

(大勝記念紋貼込剥落) 雪齋応永二年十一月出陣之吉例ニ依つて相用來  
(桜井桜紋貼込) 後花園帝より拝領之紋右両紋熨斗目其外正服ニ者不相

用定由

沼田頼輔の『日本紋章学』(註五)によれば、一つ目の二引両紋は陣幕五幅の布地の上中下三幅を黒くしたものに起源を持つ。將軍家足利家の紋章であったので、足利時代には一門の者はこれを用い、そうでない者も他の紋章を取合せたので、二引両紋の全盛時代となつた。徳川時代に至つてこれを用いたのは徳川氏をはじめとして、細川・足利・松浦・五島・遠山の五大名があつたという。

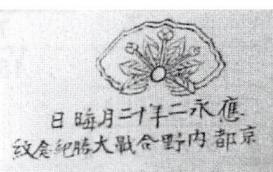
二つ目の桐紋は吉祥紋であり、黄櫨染の御袍の文様として平安朝の初期から天皇が用いたため、後醍醐天皇の時代には菊花紋と同じく皇室の紋章となつた。史籍にはこれを天皇より足利氏や赤松氏に下賜せられたことが記されている。足利氏は桐紋を後醍醐天皇から拝領し、二引両紋とともにこれを家紋とし、一族子弟にもこれを賜り、明徳のころには一門がたいていこの紋章を用いていたという。また、東山時代に記された見聞諸家紋には吉良・渋河・石橋・斯波・畠山・上野・一色・山名・新田・大館・仁木・今川・桃井の一門使用が確認できるという。

三つ目の雪齋紋については、齋紋は七草紋中比較的多く用いられたもので、これに雪を添えたのが雪齋紋である。徳川時代齋紋を用いたのは仙台の伊達氏と旗本十三家で、雪齋紋が比較的多く用いられたという。

四つ目の紋章は山桜紋の特殊なもので姓氏関係は大名では桜井松平家が用いたので桜井桜と称している。

## 二 畠山晃司郎家所蔵系図

畠山晃司郎家に伝存していた古文書は次の通りであつた。



内野合戦戦勝紀年紋

### 三 畠山家系図略表（横帳十三丁）

#### 四 徒先祖之勤書扣（横帳二十七丁）

これらのうち丁本は体裁と標記法において甲本と異なっている。詳細は後述するが、両者の最大の相違点は、丁本では本家の記載を政房までにとどめて、別家である政武以下を丁寧に記すことで、これは別家としては当然のことである。

畠山別家で家祖とする満昭以下の記載及び昭高以下の記載を抜き出して紹介する。元文は漢文体なので、読み下して、同上などの表記に付いても具体的に補うこととする。

#### （一）丁本の内容「満昭から満朝まで」

家政の子「満昭は通称七左衛門。宗伯と号す。母は政房と同じく左衛門佐貞政の女である。実は政房の兄で、本家領内である攝州八部郡夢野邑の陰宅に住し、元禄十六癸未年九月廿五日に卒した。淨光院清譽宗順居士と号し同所長福寺に葬る。」一人しかいない男子満富を弟政武の養子とし、家系は断絶した。別家では家の断絶を救つた功績に感謝して家祖の扱いをしている。

政房の弟で別家初代政武は「宮原姓で通称七大夫、宇膳、宇右衛門。

母は左衛門佐貞政の女。始め本家に在り、万治三庚子年楞迦院（二代藩主松平忠弘）様が羽州山形に御在城の時、御家臣となり、山形に住し、

御馬廻となる。御得替により、寛文八年下野宇都宮に住し、延宝五年より奥州白川に住す。この時、江府に於て新知百五十石を賜う。元禄五年羽州山形に住す。同年主君御減知により百石、妙薰院様御附、（のち）再び御馬廻となる。元禄十三年より備後福山に住し、宝永七年より、勢州桑名に住す。享保十乙巳年三月十二日、八十七歳で卒し、洞雲院清山元水居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。室は同藩（藩）杉浦源助吉益

の女（以下略）

別家二代満富は通称「甚五右衛門、小平太、宇右衛門。実は満昭の子なり。養母は杉浦吉益の女。始め本家畠山に在りて、後に本家の肝煎をもって政武の養子となる。宝永二乙酉年福山に於て御広間に召し出され、後、大御小姓、御納戸、御目付。享保十乙巳年桑名に於て家督百石を賜い、御徒頭格を以つて、大雲院様（忠雅の子清純）御守役。この時勤功により増録（禄の誤り）三拾石を賜い、合せて録（禄の誤り）百三十石、再び御馬廻となる。元文元丙辰年五月廿四日六十二歳にして卒す。廓照院諦応慈観居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。」

別家三代満友は通称「小平太。母は久河（二字欠）養女。幻（幼の誤り）少より大雲院（松平忠雅の子純清）様御相手。享保十八癸丑年桑名に於て御小姓に召し出され、元文元丙辰年桑名に於て家督百三十石を賜い、御大小姓。一代中の御番を以つて、京都御留守居。これによりて明和五（年脱）より京都に住す。この時勤功により中之御番家となる。命により天明二（年脱）より再び勢州桑名に住す。同年故あつて隠居に至る。この時中之御番家を失す。天明三癸卯年三月十四日六十七歳にして卒す。覚雄院義山逸仙居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。」

別家四代満則は通称「友次郎。実は同藩（藩）範長大夫定武の三男。養母は志村義知女俗名造酒。明和七庚寅年京都に於て御馬廻に召し出され、のち京都御留守居助役。明和九壬辰年十月六日家督を前にして三十歳にて卒す。覚應院節堂義仙居士と号し、京都高倉通五條下がる所の宗仙寺に葬る。」

別家五代満貫は通称「海老次郎、宇右衛門。実は同藩（藩）三浦甚五兵衛義晁二男。養母は満則に同じ。この満貫に至つて天明年中、本姓を畠山に改む。天明二壬寅年桑名に於て家督百三十石を賜い、御馬廻とな

りてのち御小姓、御目付、御徒頭兼役町奉行、御船奉行兼役。この時、勤功により再び寄合家となる。故ありて寄合は寄合格を以つてす。郡奉行、御留守居。これにより文政四（年脱）より江府に住す。再び町奉行郡奉行兼役、仮勢州御郡代。これにより文政七（年脱）より勢州大矢知村御陣屋に住す。御旗奉行格を以つて勢州御郡代、のち御小姓頭格となる。天保二辛卯年五月八日に六拾八歳にて卒す。有隣院義徳全功居士と号し、勢州朝明郡大矢知村真西寺に葬る。御悔として御使熊井四郎右衛門徳厚これを下さる。」

別家六代實満は通称「鉄藏。命により蝦太郎、のちに小平太。母は筧（二字欠）女。文化十二乙亥年、桑名に於て寄合に召し出されてのち御小姓、奥御小姓、御目付、寄合格を以つて勢州御郡代見習。天保二辛卯年勢州御陣屋に於て家督百三十石を賜い、勢州御郡代、御物頭格。この時勤功により増録（禄の誤り）二拾石を賜い、合せて録（禄の誤り）百五拾石となる。命により天保十二（年脱）より御国武州忍に住す。天保十三壬寅年故ありて隠居に至る。この時二十石減知。」

別家七代滿朝は通称「海老太郎、蝦太郎、宇膳。母は半田忠般の女。天保九戌戌年勢州御陣屋に於て寄合に召し出され、勢州御郡代見習、しかしてのち、天保十三壬寅年武州忍に於て家督百三十石を賜い、寄合格。」

（二）丁本の内容「嫡流昭高から高家基玄までの系譜」

嫡家十五代昭高は「左衛門督。釈迦寺殿高源道首大居士。元亀一（年六（月）廿五（日）卒す。貞政未だ長せず、昭高仮に高屋城に居して右府織田信長の女を娶り、家臣遊佐氏憤怒の志を挟み昭高を高屋城に弑す。」

嫡家十六代貞政は「播磨守。実は政尚の子。圓覺院覚山玄心大居士。寛永十八（年）三（月）七（日）卒す。京東山禪林寺に葬る。母は湯川

式部少輔の女。左衛門佐、また玄心と号す。紀州を保つ。天正十二年内府織田信雄と太閤豊臣秀吉楽田に戦わんと欲し、貞政東照大神君の命を奉じ、兵士を募集し、この後拒をなすも、和議すでに成り、そのことを遂げず。貞政以つて遺憾となし、神君に帰心す。明年、秀吉岩室城を陥す。これに至つて貞政地を喪い落魄たりと云う。」

嫡家十七代政信は「二郎四郎。民部大輔。休山源昌院歴山一景大居士と号す。延宝三（年）正（月）二（日）卒す。母は貴志五郎の女。元和元年難波の役に突き馳せ、城に入りて斬首三級。大猷公以つて名家の遺胤となし、その後、嚴有公に仕え、年を経て、休山居士を称し寿を以つて終わる。」

嫡家十八代基玄は「二郎四郎。従四位上民部大輔。淨觀寺殿大中大夫前拾遺玄峯基玄大居士。宝永七（年）二（月）廿（日）卒す。慶安二年大猷公に拝謁し、毎歳また子も共に剣馬を献じ拝礼す。ただ彩服を頒ち、觴瀝を下されず。嚴有公またその旧例を追い、延宝六年采地を倍授し、高家衆を例とし、従五位下侍従に任ず。常憲公の治世にいわく、従四位上に叙し、恩命を蒙り、御側衆となる。あるいは奏者番となりて、後に高家衆に復任す。しばしば禄邑を増し、合せて五千石となる。」

基玄の二人の弟である義玄と高玄もそれぞれ幕臣として召し抱えられた。

### （三）高家畠山氏について

高家とは一般には格式の高い名家または権勢のある家の意であるが、近世では江戸幕府に仕えて儀式や典礼を掌ることを世襲とする家または職名のことをいう。慶長八年に徳川家康の將軍宣下の時、その儀礼を掌つた公家大沢基宿が先例で、その後、足利氏の支族である吉良・今川・畠

山・品川・宮原・上杉の六氏、武田・織田氏などの室町幕府以来の名家が取立てられ、延宝の頃に十六家、幕末には二十六家に増えた。朝廷への使者や勅使・院使の接待及び饗應を命じられた大名への儀礼作法の指導、伊勢神宮や日光東照宮への代参、年賀の賜杯における大名への給仕などに当たつた。享保八年制定の役高は千五百石。しかし官位は大名相当で四位・五位の侍従、少将まで昇任することができた。高家は官位あるもの、表高家は官位なきものの呼称である。

近藤安太郎氏の『系図研究の基礎知識』（註六）では安政五年の高家一覧を掲げるが、高家（奥高家）に十七家、表高家に十一家を記載し、前者中に見える畠山民部大輔基徳は五千石で第一の高禄者、後者に見える畠山庸蔵は三千百石で第二の高禄者である。足利氏と斯波氏の嫡流が滅亡したので、足利支流の諸家中では畠山氏が最も格式が高かつたゆえの待遇と推定される。

寛政重修諸家譜によれば、基玄の嫡子となつたのは義玄の二男で養子となつた基祐で、紀伊守を官途とし、従四位下に昇つた。寛保二年六月十一日卒す。基祐の嫡子は高義の長男で、養子となつた國祐で、やはり紀伊守となり、従四位上に昇つた。天明七年八月二十六日卒す。國祐の嫡子は政如で、安永七年九月二十二日卒す。政如の嫡子は國祐の九男で養子となつた國儔で、同年十二月六日采地五千石を継いだ。その子は國祥である。家紋は五七桐、二引両、雪齊と記す。

義玄は基玄の弟で三百俵取りにて御書院番、のちに小普請。高玄は基玄の弟で三百俵取りにて御小姓組、のちに小普請。妻は松平下総守家臣宮原惣左衛門政房の女であつた。

もう一家、高家となつた畠山家がある。それは満家の弟満則の系統で、能登守義統の孫義真の代に上杉景勝の養子となつたが、その後、父のも

とへ帰り、慶長六年、はじめて東照宮に拝謁し、のちに三千百二十五石余りの御朱印を給り、参内の供奉に列した。その子義里が寛文三年に表高家となり、下総守、飛騨守となり従四位下に昇つた。先に触れた高家第二位の高禄者畠山庸蔵はこの末裔である。

なお、鎌倉公方足利氏の後裔である喜連川家と宮原家ものちに高家に連なつたことを付記しておく。

### 三 畠山系図諸本との比較検討

今回報告する四つの系図は成立の時期を異にし、内容にも異同があるが、互いに史料としての近縁性を持つている。その原因是筆写と情報の削除、変更、添加、過誤によつており、これらの成立には典拠となつた底本の存在が推定される。ここで四本を比較し、史料批判を加えて、底本の推定復原と写本関係を明らかにしておきたい。

#### （一）新発見の四系図とその関係

今回、報告・検討する四つの系図は次の通りである。

- |    |            |
|----|------------|
| 甲本 | 畠山恒雄氏所蔵本一  |
| 乙本 | 畠山恒雄氏所蔵本二  |
| 丙本 | 畠山晃司郎氏所蔵本一 |
| 丁本 | 畠山晃司郎氏所蔵本二 |

それぞれの特徴を指摘し、作成年代を追究する。

甲本は横帳袋本二十八丁で、外題は畠山氏系図、内題は畠山畧系図となつてゐる。清和天皇から畠山政年までの直系図である。右上りの癖のある楷書体によつて、書き継ぎなく同じ筆で書かれている。系線は朱書

きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。事績注は漢文體であるが片仮名で送仮名を補つてある箇所（政長・家政の項）がある。明治二十一年四月の記事があり、作成時期の上限を示す。

## 乙本

乙本は横帳袋本二十七丁で、外題・内題ともは畠山氏畧系圖となつてある。清和天皇（天王に作る）から畠山政年までの直系図である。甲本とよく似た右上りの癖のある楷書体によつて、書き継ぎなく、同じ筆で書かれている。巻末に「右系図扣書子々孫々大切ニ所藏可致者也 畠

山政年（印・花押）」の極め（写真6）が記されており、本体と筆跡が共通するので、畠山政年が作成したものと見られる。甲本同様、明治二十一年四月の記事があるが、政年の卒年は明治二十六年であるから、明治二十一年四月以後、間もない時期に作成されたと推定できる。系線は朱書きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。また、朱書をもつて振仮名、送仮名、訓点を付し、太祖の清和天王の劈頭に三角記号、兄弟を併記する場合には嫡子の劈頭に点を付す。さらに巻末付録として四つの家紋（内一点剥落）を掲げ、由緒を注す。

## 丙本

丙本は少し横長の横帳二十四丁で、外題は系圖、内題は畠山略系圖となつてある。清和天皇（天王に作る）から畠山満貫までの直系図である。

また、嫡家も基峨までを收める。謹厳な楷書体によつて書かれ、字の大

きさも揃つてある。系線は朱書きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。事績注は漢文體であるが、片仮名で送仮名を補つてある箇所（政長の項）がある。また、朱筆をもつて太祖の清和天王の劈頭に三角塗潰し記号、兄弟を併記する場合には嫡子の劈頭に点を付す。巻頭から同じ筆で書かれているのは安永三年（一七七四）八月十五日の記

事まである。また、満貫の卒年月日を注さず、定規を使わない墨書きの系線を足している。さらに、別筆の追記が認められ、政武の劈頭に丸印を付し、頭注として「○御家に在て初代」を記入するほか、政武・満富・満友らの卒年月日・法号・行年及び政如・國儔・基利の名を追記している。これらのうち最新の追記は天明五年（一七八五）九月廿七日の記事である。以上のことから、安永三年八月以後のまもない時期に作成され、十一年間にわたつて追記が行われたと推定できる。

## 丁本

丁本は横長の横帳三十四丁で、外題は畠山系圖書、内題は畠山系圖となつてある。また、嫡家も基玄までを收める。清和天皇から畠山満朝（満一）までの直系図である。活字体に似る楷書で枠目（巻末に用紙を付す）を下敷きにして書く事によつて字の大きさと位置を揃えている。専門の筆耕による作成と推定される。巻末まで書き継ぎなく、同じ筆で書かれている。系線は墨書きで定規を用いて引いている。注は名の左側のみに付す。事績注は漢文體で、片仮名の送仮名を伴わない。皇族及び主君に関する注では闕字を施す。最新記事は天保十三年（一八四二）三月廿二日の実満女子卒去記事であり、作成時期の上限を示す。なお、巻頭には二種類（五七桐紋と今日内野合戦大勝記念紋）の家紋を贅写したものを見つけている。

## 四系図の相互関係

四つの系図の新旧関係は、丙本が最も古く安永三年八月直後であり、丁本がこれに次いで古く天保十三年三月直後、そして甲本と乙本は明治二十一年四月直後となる。しかし、左表に整理したような共通点があるので、同一の底本に基づいて各系図が成立したことを認めうる。また、いくつかの異同が認められるので、筆写の過程で生じた誤写と各系図固

有の付加または省略が行わったことがわかる。

具体的には、四系図にまったく共通する注として、義兼の身体に関する注「身九尺二分」、その法号に付いて「号鑊阿寺」、泰國の注にある「畠山始祖母平時政女」、國氏の別名の注「或時國」、尚長の所領に関する注の一部である「摂州欠之郡」などが確認される。このうち最後の欠之郡は実在せず、八部（やたべ）郡の誤写とみることができる。その根拠は丁本満昭の項に「本家領内摂州八部郡夢野邑隱宅住」という注があり、畠山嫡家の本領として八部郡があつたことが確認できることである。「八

		比較項目		甲 本	乙 本	丙 本	丁 本	基國注	國清注
貞國官途	式部大夫	或時國	泰國注	義兼法号	号鑊阿寺	仁王五十六代	△仁王五十六	▲仁王五十六	なし
國氏注	民部丞	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	少左兵衛尉	上野常陸子大守	代清和天王	仁皇五十六代	右金吾
貞國官途	式部大夫	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	少左兵衛尉	上總常陸子大守	代清和天王	享徳四年三月 廿六日卒	右金吾
國氏注	民部亟	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	少左兵衛尉	上総常陸子大守	代清和天王	享徳四三廿六	右金五
貞國官途	式部大夫	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	少左兵衛尉	上総常陸子大守	清和天皇	享徳四三廿六	右金五
國氏注	民部亟	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	少左兵衛尉	上総常陸子大守	清和天皇	享徳四三廿六	右金五
貞國官途	式部大夫	或時國	泰國注	義兼法号	身九尺二分	身九尺二分	身九尺二分	身九尺二分	阿波守入道道 誓其初鎌倉執事後依反逆而亡命矣

ア」と略字表記した原本を「欠之」と誤読したのである。同様に誤写であることことが確実なのは貞純親王の領国に関する注で「上総常陸子大守」の「子」字である。これは「等」の崩し字を誤写したものとみて誤りなりであろう。また義兼の官途に関する注では「兵部少」とあり、これは兵部少輔の輔の脱落または省略である。この二カ所の誤りは四系図すべてに存在していることから、共通の底本があり、二カ所の誤りを伴つていたのである。底本は四書のうち最古の丙本であつたのか、それとも四系図以外の未発見の系図であつたのか。

それは甲本のみが尚長の別名を「尚順」と正確に記す一方で、他の三系図がひとしく「尚須」と誤写している事実が鍵を握っているように思われる。順と須はまことによく似た字であり、偏のまがりかわを少し斜めに書くとさんざんづくりと紛らわしく須と誤ることになる。このことからすれば、最古の丙本は底本ではありえないことになる。逆に甲本は作成年代こそ新しくとも、底本にもつとも忠実な写本である可能性が浮かび上がってくる。この点では甲本のみが貞國の官途に関して「民部丞」と正字を用い、他の三系図が「民部亟」と近世以降俗字として通用した亟に換えている点も傍証となろう、また、甲本のみに認められる注が存在していることも注目される。政長の注「河内正覚寺ニ於テ割腹」及び尚長の注「初名御兒丸」である。前者の場合、底本に記載があつたが、自家にとつて名誉な内容でないために他の系図においては削除されたものと考えることもできる。逆に甲本にのみないのは國清の注である。これは、後に追記された可能性が高いように思われる。

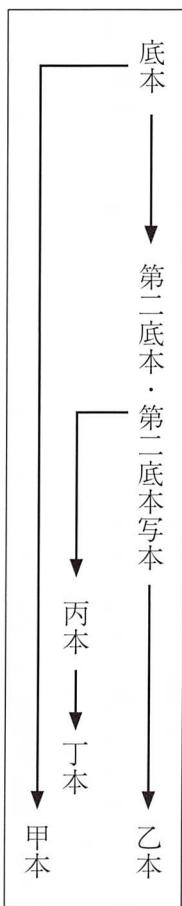
これらのことから乙本と丙本の近いことがわかるが、ともに尚順を尚須と誤写することから、底本からはかなり変更された第二底本の写本とみてよいように思われる。しかし、丙本をその第二底本としてよいかといえど、基國の官途である右衛門督の唐風表記において「右金吾」と正しく記すのは乙本であつて、丙本では「右金五」と誤写していることから、第二底本は別に存在していた可能性がある。底本と第二底本は嫡家に存在していた可能性と、松平下総守家家臣として本家に当たる畠山惣左衛門家に存在していた可能性とが高いうに思われる。

分家筋に当たる畠山宇右衛門家では丙本を作成する際に、初代の政武、二代の満富、三代の満友の卒年月日と法号を書写しておらず、あとで追記していることから、他家の系図を急いで書写したことが想定される。丙本には嫡家の情報が詳しいので、第二底本は嫡家に存在したのかかもしれない。しかし、惣左衛門家は幕臣初代政信の妹を家政が娶り、その孫高事が政信の嫡子政房の女を娶るというように、嫁のやり取りをする関係にあつたので、江戸時代前期には第二底本の写本が惣左衛門家にあつたと想定してよいであろう。ちなみに嫡家に関する部分は注を含めて乙本丙本ともほぼ共通している。

丁本は丙本を底本とし細部にわたるまで筆写し、新しい世代を加えて作成したものであるが、専門筆耕によって注を左側にのみ付すことや系統を墨書きとすること、劈頭に記号を付けないこと、送仮名を省いて漢文風の体裁とすること、太祖である清和天王を清和天皇と表記することなどの統一的な変更を伴う編集が行われている。家政と政房の事蹟注を伴うのは丙本と異なる点である。

底本と各本との関係を系統図にして掲げておくことにする。

丙本ではその劈頭に三角記号を付し、兄弟を列記する場合嫡子に点を付することで共通している。これも尊卑分脉と相似た点である。



なお、四系図のクロスチェックによつて甲本では貞純親王の官途に関する注において「上総」を「上野」と誤写していることが確認できた。こうした校合を経て作成したのが巻末に掲げた忍藩士畠山系図である。

## (二) 寛政重拾諸家譜との比較

徳川幕府は寛永十八年、諸大名や旗本らに命じて、家伝の家譜と系図を提出せしめ、林羅山たちに「寛永諸家系図伝」を編纂させた。その後、堀田正敦の建議によつて、その続編の編集を企て、林述斎らの編纂で文化九年（一八一二）に完成したものが「寛政重修諸家譜」（註七）である。これには巻第九十八として畠山家が収められているので、校合を行つてみることにしたい。なお、諸家譜引用は現代仮名遣いに変えて行う。

畠山氏は「寛政重修諸家譜」には「清和源氏 義家流 足利支流」の題が掲げられ、義純以降の系図が示されている。

初代義純は「足利上総介義兼が男」とあり、甲本で義兼を「上野上総武藏守」としていることと異同がある。また、諸家譜には行年「年三十五」と法号「一峯義純最乗寺」を加えている。

二代泰國は甲本と諸家譜で官途及び官位が一致している。諸家譜ではさらに、通称の「三郎」と「実朝將軍および頼經將軍につかえ、某年卒す。空蓮高顯寺と号す。」の事績・法号を加えている。

三代を國氏とするのは甲本と諸家譜とで一致している。これは尊卑分脈で時國とするのと異なる。また、官途河内守と別名時國も一致する。

諸家譜ではさらに、通称の「三郎」と「頼經將軍、頼嗣將軍、宗尊親王等につかえ、某年卒す。徳聚寺と号す。」の事績・法号を加える。官位は甲本では「従五下」、諸家譜では「正五位下」とあり異なる。官位相当表に依れば、大国の守は従五位上相当であるが、守行いざれもありうる。

國氏の兄弟については甲本と諸家譜に異同がある。諸家譜では義生・盛氏・康成・義直の四人を充てるのに対して、甲本は義生・義方の二人を充てる。

四代貞國の官途は甲本では式部大夫・民部丞とあり、諸家譜では民部丞・式部大輔とあるので、甲本に表記の誤りがあるが、内容は一致している。諸家譜はさらに通称「三郎」、官位「従五位下」と「法名源廣寺」を加える。官位相当表に依れば、この官位では式部少輔相当である。

五代家國の官途は甲本では尾張守・治部大輔であり、諸家譜ではこれに式部大輔を加えるが齟齬はない。諸家譜はさらに通称「三郎」、官位「従五位下」と「法名諦信寺」を加える。官位相当表に依れば、尾張守は差支えないが、他は少輔相当である。甲本では家國の兄弟として国詮と高國を掲げるが、諸家譜では兄弟を掲げていない。

六代義深の官途は甲本諸家譜とも尾張守である。諸家譜はさらに通称「三郎」官位「従五位下」を加え、「正平七年（北朝年号割註あり。以下略す）閏二月等持院尊氏、新田義宗同義興等と相模國鎌倉において合戦のとき、尊氏の手に属して戦功を勵し、のち宝筐院義詮の命をうけ、しばしば大和河内および紀伊國に発向し、楠正儀等と合戦をとぐ。十七年伊豆國の守護職に補せられ、また越前國の守護職にうつり、後越前紀伊の國々において南方の兵と接戦す。義深能登、越中、河内、和泉、紀伊等の内を領し、天授五年（北朝の康暦元年）十月二日卒す。増福寺と

号す。」と事績を詳しく載せる。甲本では領国を河内・和泉・能登・越中之郡とするので、紀伊が洩れることになる。また、甲本では法号・卒去を「増福寺殿・康暦元十月一日卒」とするので、齋諱はない。義深の兄弟には国清・清義・義熙の三人を掲げることとそれらの官位・官途は一致している。ただし、甲本には国清の注をまつたく欠いている。これを丙本で補うと、阿波守であり、法号の道誓とも諸家譜と一致する。なお、諸家譜は南朝年号を優先するが、甲本は北朝年号表記によつてゐる。足利一族にとつては当然のことであろう。

七代基國の官途は甲本では右衛門督・右金吾（右衛門督の唐風呼称）であり、諸家譜では右衛門佐・尾張守・右兵衛督を挙げる。諸家譜ではさらに通称「三郎」を加えるが、官位を欠いている。甲本には従四位下とあるので、その相当官は衛門及び兵衛の督である。また諸家譜では事績について「鹿苑院義満につかえ、天授二年侍所となり、元中七年河内國に発向し、和田、楠の一族と力戦し、のちまた彼國にいたり、或は和泉國において、しばしば戦功を勵す。応永四年八月管領職にうつる。基國河内、和泉、越中、能登、山城、紀伊、摂津國等のうちを領す。」と詳しく述べ、「十三年正月十七日卒す。徳元長禪寺（今の呈譜長福寺に作る）と号す。」を加える。甲本に記す管領の就任年、卒年月日、法号は完全に一致している。甲本の山名氏清を討つて山城大和摂津の益封を受けたという記述は諸家譜にみえないところである。

八代満家の官途は甲本では尾張守のみを挙げるが、諸家譜では「左衛門督」を加える。事績には異同があり、甲本にある將軍繼嗣義教の決定と後花園帝擁立の記事を諸家譜は載せていない。逆に諸家譜だけが記すのは管領への就任年次（応永十七年）と再補任から辞職のくだり及び大内義弘征伐の年次（応永六年）とその主体である將軍義満の名、そして

領国の記載である。法名に付いては諸家譜では「真源道端真觀寺」とするが、甲本では「真觀寺殿直源道端大居士」とする。この真觀寺の開基を基國の弟大業和尚とする注は甲本に見えて諸家譜にはない。卒年月日は一致している。

九代持國の注については、甲本では僅か二行で、事績注を伴わないのに対して、諸家譜は十七行に及び詳細を極める。諸家譜を引く。「尾張守・彈正少弼・右衛門佐・左衛門督・従三位・入道号徳本。嘉吉元年二月従三位に叙し、尋いで剃髪し徳本と号す。二年八月四日管領職となり、三年五月朝鮮の聘使いたるのとき、徳本彼國の人朝貢に事よせ、交易の利を得むがためならん。國家の費あれば京師に入ことなけれとい。聘使普廣院（足利義教）の喪を弔せんがためなりと陳謝するにより、漸く洛にいたることをゆるす。のち南方の殘兵起るの時、徳本諸将を率いてしばしば大和、河内、紀伊等の國々に発向し、戦功あり。文安元年十二月職を辞し、寶徳元年閏十月管領職に復し、享徳元年十月この職を辞す。康正元年三月二十六日卒す。年五十九。徳本持國光孝寺（今の呈譜光教寺に作る。）と号す。」

甲本だけに注すのは「京都建仁寺塔頭西來院位牌アリ」のみである。卒年月日は甲本では享徳四年三月二十六日とする。康正への改元は七月二十五日であるから諸家譜の方の誤りである。法号は甲本では光教寺殿左金吾徳本大居士であり、呈譜に準じる。官位・官途は甲本では従三位・尾張守・左衛門督を注し、諸家譜との齟齬はない。

持國の兄弟は甲本では持永と持富を掲げる。諸家譜では持長と持富であり、ともに用字に相違がある。また、甲本では持永の官途を右馬頭とするが諸家譜では左馬頭と記す。

十代政長についても、前代と同じことがいえる。甲本での注は僅か二

行であるのに対して、諸家譜は二十二行と詳細を極める。諸家譜を引く。

「尾張守 弾正少弼 左衛門督 従四位下 実は持富が男。長禄寛正の

ころ、義就と家督をあらそい合戦に及び、政長終に勝利を得たり。寛正

五年十一月管領職となり、のちこの職を辞し、その後もしばしば管領に

任ずといえども、久しく職に居ずしてこれを辞す。応仁元年細川勝元、

山名宗全と合戦のとき、政長は勝元に属し、宗全内裏を襲わんとするの

きこえありしかば、勝元慈照院義政にこい、かりに三位に叙（せ脱）しめ、

主上及び上皇をむかえたてまつり、戦功を勵ます。文明五年十二月十九

日従四位下に叙し、九年相伴衆となる。明応二年畠山義豊河内國譽田城

に拠て叛くのとき、惠林院義植を奉じてかの城をせむるといえども、合

戦利なかりしかば、義植をして大和國筒井城にのがれしめ、政長は河内

國渋川郡正覚寺にあり。四月二十八日義豊が廻をうけ、終に自殺す。寶

隆寺と号す。彼地に葬る。」

甲本では、官位は従三位、官途は左衛門督・尾張守とする。官位に相違があるが、仮に受けた三位とも考えられる。事績の冒頭はよく似た書出しであることが注目される。また、事績の末尾に自殺を記すのも相似している。しかし、応仁の乱の一方の主体であつたことは諸家譜では暈され、甲本では割愛されている。法号は一致するが、卒年月日は甲本では「明應二年四月九日卒」とあり命日に十九日間のずれがある。

十一代尚長についても、同様に、甲本の注は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十三行ある。諸家譜を引く。「初尚順 尚度 於児丸 尾張守 左衛門佐 従五位下 入道号ト山。文明十八年七月十八日従五位下尾張守に叙任す。明応二年四月父政長戦死のとき潛に大和國のがれ、後残兵をあつめ志貴城に拠り、細川政元と合戦をするのとき、義植にしたがい舟岡山において戦功を励ます。この年紀伊國廣城に閑居

し、のち畠山義宣としばしば合戦におよぶ。其後淡路國にいたり、かの國において卒す。龍源德陽勝仙院と号す。淡路國三原郡光明寺に葬る。」

甲本では別名を「幼名於児丸 或尚順 尚慶トモ」とあり、近似する。

尚度と尚慶は字が似てゐるので、どちらかが誤写であろう。官位は甲本では従四下とするので異なつてゐる。官途は甲本では左衛門督と尾張守を注する。従四位下なら左衛門督に相当するが、従五位下の場合、左衛門佐は不相當となる。法号は甲本では勝仙院殿龍源徳陽大居士とあり、

表記の順序は異なるが、一致と見てよいであろう。甲本には諸家譜にない卒年月日と行年があり、「天文三年三月廿日卒五十五」と明記し、さらに領国を挙げている。

十二代植長についても甲本は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十二行ある。諸家譜を引く。「右衛門佐 尾張守。永正八年父尚長紀伊國廣城に閑居するのとき、河内國高屋城を譲りあたえられ、天文三年七月紀伊根来にいたりて、義宣の余党野邊某湯川直光等をうたんとす。このとき家臣遊佐長教木澤長政等、弟長経をたてて家を継しむるにより、植長根来寺に閑居す。十年八月長教長政等はかりて長経を弑し、植長を高屋城にむかえ、畠山の家をつがしむ。十四年五月十四日卒す。覺源悟公大和寺と号す。葬地満家におなじ。」

甲本でも官途を右衛門佐・尾張守とし、一致する。法号も大和寺殿覺源悟公居士とあり、表記の順を替えるが同一である。さらに命日も一致する。甲本にのみ記すのは行年で、「四十二」と明記する。

十三代政國については、甲本は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十行ある。諸家譜を引く。「播磨守 尾張守 実は尚長が二男、植長が嗣となる。天文十六年七月細川氏綱とおなじく、三好豊前守義賢、安宅摂津守冬康、松浦肥前守隆信、畠山義宣等と舍利寺において合戦し

軍功あり、政國、河内、和泉、紀伊、攝津、大和のうちを領す。十九年八月十二日紀伊國岩室城において卒す。花園宗貞浚昌院と号す。紀伊國有田郡圓滿寺に葬る。」

甲本では官途を始播磨守後尾張守とし、一致する。法号は後昌院殿花国宗貞大居士としており、浚が後となつており、一字異なるが、よく似た字なのでどちらかが誤写であろう。命日は一致する。甲本のみに記すのは行年で「八十二」と明記する。

十四代高政については甲本四行に対し、諸家譜は二十五行ある。諸家譜を引く。「播磨守 尾張守。天文二十二年八月三好長慶兵を率いて

洛に入りのとき、高政河内國の守護代安見美作守某等と、光源院義輝に従い近江國にのがる。永禄元年十一月美作守つねに高政を侮りしにより、高政これを誅せんとはかり、某事露頭におよびしかば、難のおよばんことを恐れ、しばらく岩室城に蟄居す。二年八月ふたたび高屋城にかえり、のちしばしば三好長慶と合戦をとげ、三年十月ついに城をのがれ、和泉國堺に居す。五年三好實休と和泉國久米田に戦い、實休戦死ののちまた高屋城にかえり住し、其後彼城をさけて鳥帽子形城にうつり、教興寺合戦のちまた去て堺におもむく。九年五月三好の一族等と和睦して高屋に帰城し、十二年高屋城を昭高にゆずりあたえ、高政は岩室城に住す。高政、河内紀伊および和泉半国、摂津、大和のうちを領す。下昭高がときにいたるまで領地おなじ。天正四年十月十五日卒す。年五十。高玉空外一空多寶寺と号す。河内國錦部郡觀心寺に葬る。」

甲本では官途を尾張守・紀伊守とし相違する。法号は近いが、諸家譜には一空が加わっている。命日は一致するが、甲本には行年を記さない。事績注の文量は比較にならないが、高屋城に居たこと、三好實休を討つこと、領國の三点において整合性を有している。甲本のみに記すのは

母の名「宮崎隱岐入道女」と養子に関する注「高政無子政尚之子以貞政為嗣」である。

この高政の次弟政尚は忍藩士両畠山氏の祖である。甲本には播磨守とのみ記すが、諸家譜では「初政義 播磨守 法名一風雪松融岩院」と、情報量が少し多い。

嫡家十五代昭高については、甲本三行、諸家譜十二行である。官途の左衛門督と法号は一致している。事績注においては高屋城に居たこと、織田信長と婚を約したこと、遊佐氏に弑されたことの三点で整合性を有している。諸家譜は天正二年自殺、甲本は元亀二年六月廿六日卒とし異なる。

嫡家十六代貞政については、甲本五行、諸家譜二十二行である。官途は諸家譜では左衛門佐とし、甲本ではこれに播磨守を加える。法号・卒年月日・葬地は一致しているが、諸家譜は法名玄心とのみ記し、甲本は圓覺院殿覚山玄心大居士と院殿号まで含んでいる。事績注においては東照神宮の命により楽田の戦いのために兵士を集めしたこと、天正十三年に岩室城を秀吉に陥とされたこと、本貫地を失つたことの三点で整合性を有している。甲本のみに記すのは「母者湯川式部少輔女」の注である。

嫡家十七代政信については、甲本四行、諸家譜十三行である。通称の二郎四郎、休山の号、母を貴志氏とすることが一致する。官途は諸家譜では民部とのみ記すが、甲本では民部大輔とする。事績注には異同が大きく、諸家譜では元和元年七月に京都で家康に謁見したことを記すのに対し、甲本では同年五月の大坂夏の陣において大阪城に「突馳入城斬首三級」の戦功をたてたことを記す。しかし、寛永元年に江戸へ移住したこと、三百石の采地を賜つたことの二点においては整合性を有している。法号と卒年月日は一致するが、甲本において法号が完全である。いっぽ

う、行年と葬地については甲本ではなく、諸家譜にのみ記す。

嫡家十八代基玄については、甲本四行、諸家譜四十一行と大きな差がある。通称・官位・官途は一致している。事績注においては大猷院家光との謁見を甲本では慶安二年、諸家譜では慶安元年七月とする。また高家に昇った時期を甲本では延宝六年、諸家譜では延宝七年五月三日とする。しかし、御側衆、後に奏者番に任じられ、最後に高家に復したこと、知行五千石となつたことを記す点では一致している。卒年月日は一致するが、法号は甲本において完全であり、逆に行年と葬地は諸家譜にのみ記す。

甲本は嫡家については十九代基祐、二十代基峨までを収めるが、官途・官位・母・父（養子のため）を注するのみである。このうち基峨は諸家譜では國祐に作るのと、初名と推定される。國祐は松平下総守家臣宮原惣左衛門政房の女を母とする高要の子で、基祐の養子となつて寛保二年九月三日に嫡家を継いだ。延享二年表高家となり、さらに民部大輔（甲本には民部と注す）の官途を得た。卒年月日は天明七年八月二十六日であるが、甲本には記載されていない。同様に先代基祐の卒年月日（寛保二年六月十一日）も記載されていないので、甲本の原本に嫡家の情報が最終的に書き継がれた時期は、甲本に注記されている基玄の卒年月日である宝永七年二月二十日以降であることは確実であるが、基祐から國祐へ相続が行われた寛保二年（一七四一）前後に絞られる可能性が高い。

このころには婚姻関係も絶て、嫡家と畠山惣左衛門家の関係が疎遠になつていつたことが推測される。甲本の原本成立下限時期とすることができる。したがつて、推定の如く、甲本の原本が寛政重修諸家譜の刊行された文化九年（一八一二）、さらに編集終了時の寛政十年（一七九八）よりも前に編まれたものとできれば、両者に注の内容と文量における大

きな開きがあつたことも自然に了解できる。寛政重修諸家譜の巻頭條例には「貞享の呈譜をよび官本の系図諸記録、またおほやけの日記に就て考究し、あらためてつくれるものすくなからず。」と明記されている。つまり諸家譜の注は編纂過程で大幅に付加されたとみてよく、甲本のほうが畠山家系図の古い形を留めていると考えることができる。

なお、諸家譜の畠山系図には貞享の呈譜記事を割注する箇所が二ヵ所存在している。それは基國注のうち、「徳元長禪寺今之呈譜長福寺に作る。」と持國注のうち、「徳本持國光孝寺。今之呈譜光教寺に作る。」である。甲本では長禪寺と光教寺に作るので、貞享の呈譜をそのまま写したものではないことがわかる。ここで、もうひとつ比較検討を行つておくべき系図がある。それは寛永諸家系図傳所収の畠山系図である。

### （三）寛永諸家系図傳との比較

それでは甲本と寛永諸家系図傳（註八）とは関係を有しているのかどうか、簡単にみておくことにしよう。系図傳には畠山嫡家の政信までの系図と諸流で北国畠山氏の流れを汲む長貞までの系図とが別々に収められている。長貞の父は嫡家より早い慶長九年に幕臣となり、その家系が高家となつた家柄である。

嫡家の系図は義康から始まる。基本的には直系図であり、一部に兄弟を掲げるが、これらの人名と系け方はすべて甲本と一致する。また國氏及び尚長を探ることでも合致している。注は左側に付し、義深までは官位と官途を一つだけ掲げる簡単なものである。また官途なき者には通称を付している。基國以降はこれに法名が加わるが卒年月日はない。事績注は政長と昭高、そして最後の政信にだけ付されている。

註記におけるこれらの情報が甲本と整合性を有しているのかどうか校合を試みると、義康には足利新判官なる注が付されているが、これは甲

本には見えない。

義兼については正四位下・足利左馬頭とあり、甲本では左馬頭と従四位下を掲げるので官位が不一致である。

義純については畠山先祖。従五位下・遠江守とあり、官位及び官途は一致するが、甲本では先祖とはしていない。

泰國については上野前司三郎とあるが、甲本では三郎は見えず、畠山始祖とする。

國氏については官位・官途・別名時國のいずれも一致する。貞國については従五位民部丞とし、甲本では官位を記さないが、民部丞を掲げるので整合性を有している。

家國も同様に従五位下・尾張守のうち、官位を甲本は記さないが官途は一致する。國清には甲本では注を付さないが、系圖傳には修理大夫・阿波守・道誓を付している。これは乙本のばあい阿波守と道誓が合致するが、修理大夫は付されていない。

義深は尾張守・増福寺とあり整合性を有する。基國は右衛門佐・長禪寺・法名徳元とあり、甲本では後二者は一致するものの右衛門督とする不一致が認められる。

満家は尾張守・真觀寺・法名道端とあり、甲本と一致するが、従三位が系圖傳には付されていない。そのいっぽうで、弟の満則に「修理大夫・又滿度とも書。長門守・義眞先祖。」という甲本以上に詳しい注を付している。このうち長門守の官途は甲本の能登守と一致しない。

持國には従三位を注し、官途は右衛門督とするが、甲本では左衛門督としている。また号を光孝寺とするが甲本では光教寺と異なっている。弟の持富には甲本では注を付さないが、系圖傳では尾張守・妙音寺を注す。甲本では尾張守を持國の官途とするので矛盾を来す。

政長には左衛門督・尾張守・實隆寺・實持富子と注し、甲本と整合性が高い。事績注には「長祿・寛正のころ、政長・義就家を相論し合戦におよぶといへども、政長うちかち管領職をつぐ。」とあり、書出しがまったく一致し、全体としても甲本と極めて近似する。「家傳にいはく、従三位に叙す」と追記するが、甲本では従三位を右側注に付している。義就の注は右衛門佐・伊豫守・宝泉寺とあり、号を伴わない甲本より注が充実している。

尚長については「従五位下・左衛門佐・尾張守・始ハ尚度。勝仙院・法名龍源徳陽。ト山と号す。」とあり、甲本と一致する部分が多いものの、甲本は従四位下左衛門督としているので違いは大きい。ちなみに従五位では左衛門佐は官位不相当となる。また初名を系圖傳では忠度とする。甲本に掲げる忠慶と相似るので、いずれかが誤写したものであろう。なお、甲本に掲げる尚順を系圖傳では掲げていない。

種長と政國の注については甲本とまったく整合している。高政については甲本に紀伊守を加え、系圖傳に一空を加えている。

政尚については、甲本は播磨守を注するのみであるが、系圖傳では融岩院・始ハ政義。法名一風雲松を加え、注が充実している。

昭高については「左衛門督 稹迦寺 始ハ政頼。法名高源道看。先祖生國上州のよしをいひつたふ。尊氏將軍在洛の以後より、代々河州高屋の城主たり。天正二年、信長のとき、家老遊座河内守謀叛により昭高自害す。それより畠山の家没落す。」と甲本と大分異なる注を付している。ここにいたつて、わざわざ先祖が上州の出であることを言い伝えるといふような曖昧な注をなぜ入れたのか。そして家が没落した旨をなぜ加えたのか釈然としない点がある。

貞政の注はいたつて簡素で、官途の一部と院号、法名のみを掲げてい

る。これは甲本と整合性を持つが、事績注を欠いている点にそつくなさを感じる。最後の政信はこの系図を幕府に呈上した本人である。しかし、注は簡略で、甲本に見られる大坂夏の陣での勳功を記さず、家光から三百石を湯沐之邑として賜ったことも書かれていない。末尾に「家の紋 桐 幕の紋 二引両 三幅白」と付記する。

ここで寛永諸家系図傳に収められた畠山系図の特徴について要約しておくことにする。その型式的な特徴としてまず、和文体であることを挙げることができる。刊本の凡例にも記されているとおり、寛永諸家系図傳には和文体と漢文体の二種があり、刊本は内閣文庫所蔵の和文体本によっている。したがって、送仮名を平仮名で施している。また訓読の動詞や副詞、格助詞については仮名書きを原則としている。さらに振仮名を多く付することもその特徴に加えることができる。

形式的特徴の第二に、注を左側に二段下げて付すことを通例とし、官位・官途・寺号院号・法号の順に記すことを挙げることができる。全体として簡潔で、官途は代表的なもの一つを掲げる例が多い。次の行から事績注を付すものがあるが、ごく一部の者に限られている。

内容的な特徴として、卒年月日と葬地が記されていないことを挙げることができる。年次の表記が希薄であることはこの系図の一つの特徴で、事績注においても、政長の項で、「長禄・寛正の頃」という表現を探り、昭高の項で「天正二年（中略）自害す。」と記すように時期が限定されていないことと軌を一にしており、いったいに時間軸に乏しい。

こうした年次表記割愛の特徴が寛永諸家系図傳の編集方針に基づくものなのか、それとも畠山氏系図の典拠であつた呈譜によるものなのかは寛永諸家系図傳に収められた他氏の系図を覗見すれば確認できる。例えば、同じ清和源氏義家流足利流に属する細川氏の系図をみると、頼有の

明徳二年九月卒、顯氏の貞和六年二月四日卒、藤孝の慶長十五年八月廿日卒、興元の元和四年三月十八日死去を確認することができる。細川氏全体の中の一部であり、通例とはなっていない。しかし、この一例を以つても、卒年時の省略が寛永諸家系図傳の編集方針によつてなされたものではないとみることができる。刊本の第二巻を通観した場合、各氏族において卒年月日を詳細に注すのは足利流の古い名家である最上氏においては応永年間、一色氏においては天文年間で、新興の大名御家人諸氏においては永禄・天正年間を遡らない。

こうした卒年時を系図傳の畠山系図が伴っていない事情は、おそらく昭高の注にあるように、畠山嫡家は天正二年ころに没落して、系図や家記類の多くを散逸したのである。系図傳中に畠山の家伝や古文書の引用がないことはその事実を反映するものと思われる。ここで北国畠山氏の系図をみると、やはり卒年時の記載は皆無であり、義春以前の記載が甚だ簡略である。義春は景虎の養子となり上杉氏を名乗つて、勢力を得、のちに家康に従つた際に「河州・能州の畠山氏衰微により、歿命をかうふりて本氏にかへりて、畠山の惣領職となる。」という注に嫡家を含む畠山氏全体の事情が窺われる。ここにおいて、鎌倉時代に薩摩國等三国守護以来、大名家として没落することなく存続した嶋津氏が、同じ系図傳の清和源氏義家流為義流に収めた系図の充実ぶりとの差が際立つことになる。こうした残念な事情があるにせよ、寛永諸家系図傳に収められた畠山系図は、その凡例に指摘するように原呈譜の佛を伝えており、寛政重修諸家譜よりも百七十年ほども以前のものであるから、その資料的価値が一段高いものに違ひない。

#### （四）尊卑分脉との比較

前記したように甲本から丁本の四本には尊卑分脉（註九）との型式的

な近似性が認められる。ただし甲本は書写の際に年月日を加えたり、略字を正字に替えてるので比較に適していない。そこで諸本中最古の丙本を用いて尊卑分脉と比較してみることにしたい。

まず太祖となる清和天皇については、丙本は仁王五十六代と右側に注を付し、清和天王と表記する。これは尊卑分脉を参照したことが疑いない。なぜならば、尊卑分脉でも天皇を天王に作るのは清和天王に限られているからである。同じ源氏系統でも嵯峨・仁明・文徳・陽成・光孝・宇多・醍醐・村上・花山の各天皇はすべて天皇と記されているのであって、清和のみが天王に作られているのである。

貞純親王についても右側に付す官途と品位が一致するが、尊卑分脉ではこれらに兵部卿を加えている。丙本に記す「上総常陸子太守」という表記法は親王任国の守に限つて用いられる称号であり、尊卑分脉と一致している。等を子と誤写したのは略字で書かれた写本を用いたためであることがわかる。左側注に付す母の名と号の桃園親王もまつたく一致している。

経基王については官途と卒年月日に異同がある。甲本では嗣將軍鎮西將軍と注するが、尊卑分脉では鎮守府將軍と注している。嗣將軍は意味が不明である。卒年月日は丙本では天徳五年十一月四日とあり、尊卑分脉上文（初出の意味）より六日早い。しかし、同じ尊卑分脉の下文（再出の意味）とは一致している。つまり尊卑分脉において二度登場する人物の情報が一致していないのである。

満仲については官途の一部に相違がある。それは丙本では上文に比して伊予・美濃・信濃・武藏・下野の守を欠き、左馬助・兵部少輔・武藏介・上総介・春宮帶刀・兵庫允・左馬允と官位も欠くいっぽうで、治部大輔と右馬頭を加える点である。ただし、下文には治部大甫は含まれて

いる。また、左側注にある母の名は一致するが、賜從三位とするのは尊卑分脉上文に引く前田家所蔵脇坂氏本（脇本）・前田家所蔵一本（前本）・内閣文庫本（閣本）に注す贈從三位の誤写であろうか。

頼信については、丙本の官途は著しく異なっている。整合するのは陸奥守・左馬権頭・皇后宮亮・左衛門（少）尉だけで、鎮守府將軍・伊勢・甲斐・信濃・美濃・相模・下野守・上野・常陸介・冷泉院判官代・治部少輔を脱し、治部大輔・民部丞を加えている。また部をア、等をホと作るのは丙本の側である。官位は從四上で一致する。「自河内守昇殿」は脇本・前本・閣本と内容において一致する。左側注に母の名は大納言藤原元方女とあり、脇本・前本・閣本の「母陸奥守藤原致忠女或大納言藤原元方女」の一部を採る。卒年月日は康平三九一卒六十とあり、同じく脇本・前本・閣本と一致する。

頼義については、官途は脇本・前本・閣本とほぼ一致し、官位も同じである。注目されるのは丙本と尊卑分脉の両者が伊予を伊与に作つていいことである。伊予は伊余または伊与に作る場合のあることが知られているが、丙本が尊卑分脉を書写したとする推定の一根拠となりうる。左側注の母の名と行年は一致するが、卒年月日については誤って脇本・前本・閣本に記す上文の出家年月日に「或」を付して採つてている。

義家については、丙本は鎮守府將軍に続けて事績注「猛將武畧通神弓馬達人也」を付す。尊卑分脉の注頭にある「虎賊 猛將 勇威武畧 通神人也」と相似る。官途はほとんど一致するが、丙本では治部少甫の甫を欠落している。官途に続いて、八幡太郎の名の所以を十行にわたつて記すが、これは尊卑分脉の一文を少し変更・省略して収めたと推定される。その理由は「一柄小釤」を「一柄十釤」と誤写していることによる。この誤写は甲本にも認められるところである。

義國については、丙本は冒頭に「源氏正嫡号足利」と注す。尊卑分脉では右に「今世相続源氏流正嫡也」と注し、左に「号足利式ア大夫」を注する。官位・官途は丙本では加賀介・式部大輔・従五下・帶長と注すが、このうち式部大輔と帶長は尊卑分脉に記す式ア丞と帶刀長が正しい。おそらく足利式ア大夫の通称から大輔を注したものであるが、従五位では官位不相当となる。正五位下の相当官である。母の名はほぼ一致する

が、安芸守（藤原）有繼女とするべきところを有綱と誤写している。これに續いて勅勘を蒙って籠居にいたつた所以を六行付すが、これも尊卑分脉の一文を少し改変して収めたものであろう。

義重から義康、義兼の三代については、校合の内容を簡略に述べる。義重の注は尊卑分脉とまったく異なるものである。昇殿の時期を注するが、これは義康の記事が誤つて移つたものである。義康の注については官途の一部を記すが、ほぼ一致する。尊卑分脉には見られない卒年月日を注している。義兼の注については官途に一部相違があるが、「文治元八十四人受領」と「建久六三十三於東大寺出家」は尊卑分脉から採つたものであろう。出家の日時は尊卑分脉と異なつており、武家年代記と合致している。「身九尺二分」と「号鑊阿寺今下野國足利邑有所寺也」は典拠不明であるが、丙本の側だけにある注である。なお、丙本は判官代を判官伐、兵部少輔左兵衛尉を兵ア少在兵衛尉と誤記している。

義純については、丙本は右側に「足利太郎、従五下、足利遠江守」、左側に「母家女、承元四十七卒」と注し、劈頭には朱丸を付す。尊卑分脉では劈頭に朱丸を付すほかに、名の右脇に「●畠山」と畠山の祖であることを示すのに対して、丙本ではこれを欠いている。また、尊卑分脉では左側に「母遊女」とする点が異なる。卒年は「承元四十七卒」と年月日の字を省いて数字を重ねる表記法を採つており、尊卑分脉と完

全に一致する。

泰國については、丙本では右側に「従五下上総介、上野前司畠山始祖」とあり、尊卑分脉が「従五下上総介、畠山三郎」と記すのと異なる。丙本が畠山の始祖を義純でなく泰國とするのは尊卑分脉との大きな相違点である。いっぽう左側に「母平時政女」を注するのは丙本と尊卑分脉で一致している。

泰國の嗣子を丙本では國氏とし「或時國」の注を付す。ところが、尊卑分脉では「時國」とし、別名を注していない。國氏と時國が同一人としたばあい、尊卑分脉及び二本松系図に高國の子として奥州管領國氏の名が出てくることが問題となる。時國が若年の時、一時的に名乗つた名を孫に当たる二本松畠山氏の國氏が襲名したと推定することも可能である。しかし、そう考えた場合、なぜ丙本は最終的に用いた名である時國を掲げていなかという疑問が残る。官位と官途は丙本では「従五下河内守」、尊卑分脉では「畠山三郎太郎、正五下、阿波守、式部丞」とするので、大きく食違ひを生じている。大国である河内の守は従五位上の相当官である。この國氏の項については尊卑分脉を書寫したものでないことは明らかであり、家伝に依つた可能性がある。

貞國については、丙本は「式部大夫、民部丞」と注す。尊卑分脉では「畠山次郎、従五下、民部丞」とし合致しない。

ところで、丙本が尊卑分脉と大きく異なるのは、庶流の糸け方である。たとえば、尊卑分脉では高國を貞國の兄とし、國氏をその子、國誼を孫とするのに対して、丙本では高國を貞國の子に糸け、國誼も兄弟としている。畠山系図において高國を貞國の兄弟とすることについては小川信氏の史料批判（註十）があり、一ないし二代下げないと年代が合わないとするから、丙本のほうに整合性がある。また両畠山系図においては貞

國・國詮・高國を兄弟としているから、さらに異なる所伝も存在しているのであろう。同様に、尊卑分脉では時國の兄弟として義生、その子に義方を系けるが、丙本では時國の弟として義生と義方を掲げ、二郎と三郎の注を付している。これは尊卑分脉頭注に示すように前本において義生を二郎としていることと関係する可能性がある。ちなみに、系図纂要・両畠山系図はともに義方を義生の子に系けている。

家國については、丙本では「尾張守、治部太輔」、尊卑分脉では「尾張守、從五下、式部丞」とあり、官途の一部に相違が認められる。家國の子には国清、義深、清深、義熙を系ける点で一致している。

國清については、丙本には右側から下側にかけて「阿波守入道道誓其初鎌倉執事後依反逆而亡命矣号國清寺今相州有所之寺也」と注す。これは尊卑分脉の右側注「関東執事、阿波守、修理大夫、左近將監」とは内容を異にしている。また、弟の義深についても系図では右側に「尾張守為征討使有武功仍領河内和泉能登越中之部」、左側に「増福寺殿康暦元十二卒」とあるのに対して尊卑分脉では右側に「尾張守、畠山三郎」、左側に脇本・前本・閣本に限って「号増福寺」とのみあるだけなので、情報量において甲本が勝っている。

丙本では義純から家國の代まで欠けていた事績注を國清・義深兄弟から再び付すようになる。また、泰國から家國まで伴つていなかつた法名と卒年月日を義深以降の正嫡に關しては例外なく記している。こうした傾向は義深嫡子の基國以降さらに明瞭となる。

基國については、丙本では右側に「管領之始、右衛門督從四下長禪寺殿右金五德元大居士應永十三正十七卒」、左側に「討山名氏清而益封山城大和摂津郡邑應永四年始為管領職與斯波細川相代為鬪國將師長世称三管領永以為家例」と注している。これは右側注に「右衛門權佐」とある

だけの尊卑分脉底本と大きく異なつてゐる。いっぽう、脇本・前本・閣本では右側に「自廣永五至同十二管領」「右兵衛督」「管領」「法名徳元」、左側に「号長禪寺」「應永十三正十卒五十五才」を追記している。

ここで、基國ほどの顕官に對して尊卑分脉が事績の具体的な記載を行つていない理由を勘考すると、それは洞院公定によつて尊卑分脉が編纂された時期が南北朝後期の時点であつたことによると推定される。尊卑分脉において事績記事が載るのは義家長子義親并二男義国流においては、南北朝期（明徳三年まで）に討死した者、誅された者、自害した者が対象となつてゐるほか、源家嫡流の將軍、足利將軍のうち功績の大きかつた者、新田義貞などに限られ、その下限は應永十五年歿の義満である（註十一）。したがつて、室町期の人物は管領であつても斯波・細川・畠山の三家とも功績記事を欠くのが尊卑分脉の特徴といふことができる。

また、満家について尊卑分脉の底本は名のみ載せ、注を付さない。洞院公定が應永六年（一三九九）六月十五日に卒去したためであり、それは満家の管領就任以前の事であつた。同様に、基國は公定の卒年の前年に管領に就任しているが、「右衛門權佐」の注のみ付し、管領を記していない。この頃にはすでに床に臥していたのであろう。したがつて、この頃以降の尊卑分脉の記載はその凡例に記すように底本の付箋または前田家所蔵脇坂氏本・前田家所蔵一本・国立国会図書館支部内閣文庫本等の諸本によつて校合、推定復原されたものとなる。したがつて、基國から種國までは後世の復原と補注であり、情報量にも乏しいので校合に適さない。当該期以降の校合には、群書類從系図部所載の畠山系図、両畠山系図、系図纂要を用いることにする。

## (五) 畠山系図・両畠山系図・系図纂要との比較

畠山系図（註十二）は畠山法橋牛庵蔵本の写しで、医術を以つて水戸公に仕えた光政が江戸前期に作成したものである。畠山氏の末裔を称するものが作成したという点で今回検討する忍藩畠山系図群と同じ性格をもつ。基本的には義家から光政までの直系図で、左側に注を付す。ほぼ母の名・通称・官途・位階・法号・事績・卒年月日の順で記すが、異同や省略がある。通称や官途、位階は尊卑分脉と共通するものが多いが、従五位の家國の官途に治部大夫と式部大夫を挙げるなどの誤りを含む。

この点では治部大輔を挙げる甲本と共通している。また、尊卑分脉所引の諸本で補う管領の任期記載はなく、代りに法名・号・卒年月日を伴うものがある。この点でも甲本との共通性がある。しかし、甲本に挙げる満家・持國・政長・尚長（尚順）らの卒年月日は記されておらず、疎漏などころがある。このことは逆に、義深から高政までの嫡流に例外なくそれを示すことが忍藩畠山系図群の際立つた特徴であることを示している。

畠山系図の最大特徴は政長の注が際立つて多い事であり、応仁・文明の乱を挟む享徳三年から明応二年までの四十年間にわたる合戦の推移が詳述されている事である。さらに新菟玖集作者であることも注している。作成者の関心の所在を示すものであろう。しかし、尚長の法号を「号勝仙院」と注する過ちを犯している。

また、他の系図にはまったくみえない長政を昭高の遺児として掲げ、その子を作者の光政としている点で史料の正当性に不安が残る。

両畠山系図（註十三）は大日本史卷八十七足利義純伝所引河内畠山系図のことである。義兼から政信に及ぶ大系図で主な庶流や女子も收められている。右側に通称または叙留官途、左側にその補任年月日・その他

の官途・幕府職名と任期・法号・卒年月日を注す。畠山始祖である義純の注は尊卑分脉及び畠山系図より詳細である。また通称を足利太郎とせず、岩松三郎とし、義兼の長男ではなく次男とする点は他の系図と大いに異なる。母が異腹であるため足利家を継がなかつた事や畠山重忠の後家である北条時政の女を娶わせた事、しかしながら秩父平氏でなく源氏に改めた事などを丁寧に記す。卒年月日は承元四年十月七日とする点は畠山系図と同じで、甲本及び尊卑分脉の十七日と異なる。

嫡流の名と順序は植長までは尊卑分脉と一致し、それ以後を政國・高政・政頼・貞政・政信の順とする。政頼とは他の系図で高政の弟とする政尚のことであり、左注に「政義云。播磨守」と記す。諸家譜にも政尚に「初政義」と注しているので、同一人とわかるが、政頼に作る理由は不明である。注には法号・卒年月日・卒地・行年を含み、諸家譜より詳しいので典拠があつたのであろう。甲本においては、政尚は家督の扱いになつていながら、畠山系図でも高政と貞政の間に政尚を挿んでおり、甲本にも「高政無子政尚之子以貞政為嗣」とあることから、高政が天正四年に卒してから天正十六年に政頼が卒するまでの間、貞政の後見として家督をとつていたことが推定できるかも知れない。

注に戦功や討死の記事をはじめとする事績を付すのは義生・政長・尚順・政国・政清・昭高・貞政である。これらの中では寛永十八年に卒した貞政の情報がもつとも詳しい。（二）天正元年に遊佐信教が叛逆して昭高を殺した事、（二）秀吉が紀州攻めを行つた時に貞政が宮原を退去した事などを記すが、甲本では（一）に類する記事は昭高に注し、（二）については楽田の戦いを挙げ、家康に帰心したという内容になつていて、記事が大幅に異なる。このことから甲本と両畠山系図との間に引用関係はなかつたと推測できる。

ところで、両畠山系図は基國を管領でなく執事と誤つて注し、任期も応永五年から十年（実際は十二年）と誤つてある。同様に甲本及び畠山系図に記す政國の法号後（纂要は俊に作る）昌院花國宗貞を圓滿寺とするなど杜撰な点も認められる。

両畠山系図の際立つた特徴は尚順の子として植（種）長・長経・政氏・政国・晴熙・政慶・晴國・政清・某の男子九人と女子九人の多きを掲げる点である。しかも女子はすべて嫁ぎ先が分明であり、久世殿室・徳大寺右大将実規母・唐橋殿妻・日野内光室など公家へ嫁いだものが多い。

しかしながら、諸家譜に載せる男女合せて九人のなかに晴熙・政慶・晴國・政清・某の名は見えない。また、晴熙と晴國は時國と時熙の誤写に違いない。したがつて、これらの記載には信憑性が欠けるきらいがある。最後に検討するのは系図纂要所収の畠山氏系図である。系図纂要是幕末の国学者で『大日本野史』の著者である飯田忠彦が編修したもので、安政三年末頃の注が下限である。畠山の系図は義純から基徳までを載せ、最新記事は嘉永三年七月である。注は左側に付することを基本とし、通称・官途・位階・幕府職位と任期・卒年月日・法号の順で記す。右側には地位ある母の名または元の諱があればそれを注す。

体裁は大系図に準じており、嫡流のほか主な諸流も収めている。尊卑分脉と校合してみると、義純から植長までは諱とその配列が一致しており、これを底本として製作した事がわかる。また尊卑分脉にない官途名を追加し、官位を補い、卒年月日や法号を加えることを試みている。しかし、政長の注において、再家督・左衛門督任官・叙位の年月日を新たに加えるという骨折りをしながらも、管領の任期を大幅に誤るという致命的な誤りをおかしている。また、家督年月日は尊卑分脉に記す長禄四年九月二十六日ではなく享徳三年八月二十一日とする。

尊卑分脉収載以降の嫡家については幕末期まで、諸流においても数代を收めており、多くの系図を参照したに違いない。たとえば、諱の別名を渉猟して掲げる事にもその努力の跡が窺われる。尚順に「一二尚長又尚慶」の注を付す点は甲本との関係で注目される。けれども政尚に「一二政義又政能」と注するのは、政能は政尚の子であるから誤りである。この政能の名は畠山系図、両畠山系図、諸家譜のいずれにも掲げられていないので、飯田忠彦は忍藩畠山家の系図を参照した可能性がある。尚順の別名を尚慶とする注もそれに発するものであろう（註十四）。

ところで、系図纂要所収畠山氏系図では貞政の兄弟として両畠山系図にのみ見える政慶という人物を掲げている。注に曰く、初め田代石垣城に在り、天正十三年城陥ちて高野山に入り薙髪し、後に河州に往き、吉益年笑齋家に潜匿し、医を以つて業となし、終にその氏を冒す。これは両畠山系図に貞政の弟として掲げる高俊庄左衛門から僧高野山華王院への系譜と関連が有りそうである。政慶の子は政光で、安芸で浅野氏に仕え畠山に復姓し道庵と号したと注す。これは畠山系図に昭高の子として掲げる長政が、昭高が卒した時にわずか四才で、乳母に抱かれて和泉堺に潜遁し、乳母の夫である瀧野次右衛門之重の家に寄宿・養育されて、長ずると薙髪し光安と改名し、京都の今出川に住んで医を以つて業としたという筋書きと相似る。長政の子は光政であり、前記した政光と名が類似する。光政の注には薙髪して牛安と名付け、隨世と号し、父の業を継ぎ、医筮を以つて水戸侯源公に仕えたとあり、最後に畠山法橋牛庵蔵本を以つてこれを写すと記されている。彼こそ畠山系図の製作者なのだが、なにか釈然としないものを感じる。少なくとも畠山系図と系図纂要所収畠山氏系図は畠山氏諸流を名乗り、隠遁の後に、医を業とした不遇な人物が関与している点で共通している。

章末に及んで、比較検討に用いた五つの系図の系統について、私見を述べておく。畠山系図と系図纂要所収畠山氏系図はともに水戸藩の国史編集の過程で採用された系図と推測され、出所は畠山諸流を冒すが、他の系図によつてその実在を確認できない家である。

いっぽう、両畠山系図は冒頭に大日本史卷八十七足利義純伝所引の河内畠山系図とあるので、水戸藩修史局に採択された系図である。尚順の子を十八人も掲げ、女子の嫁ぎ先を示すことにこの系図の作成意図があつたように思われるが、信憑性を欠く。時國と尚順を嫡子に掲げる点は前二者及び尊卑分脈と共に通している。これらを乙群と仮称する。

これらに對して寛政重修諸家譜は大学頭林述斎が屋代弘賢ら六十人あまりの碩学に十四年を費やさせた幕府直轄の編集物であり、これに收められた畠山氏系図は嫡流で幕府高家に昇つた畠山紀伊守家から提出された先祖書と勤書を底本とし、寛永諸家系圖傳・譜牒余録・尊卑分脈その他を照合し、さらに同姓諸家の系図との整合性を照会して嚴正を記したもので、歴代の出生・字・婚姻・役職・秩禄・賞罰・致仕・死没・年齢・法名・葬地を網羅する上に事績記事も充実しているので、系図の枠を越える情報量を有している。これと類似性が認められるのは忍畠山系図群で、時國を國氏に、尚順を尚長に作る点に乙群との大きな違いがあり、共通する典拠が存在したとみられる。諸家譜より古い寛永諸家系圖傳所収の畠山氏系図も含めてこれらのグループを甲群と仮称する。

筆写時期の新旧は別として、忍畠山系図群中では、本家筋の甲本が古い底本に拠つており、分家筋の丙本は第二底本を筆写し、体裁を整えたものである。したがつて甲本は幕府の編纂を経た寛政重修諸家譜所収系図に比して生の古い情報が残っている可能性があり、今後、畠山氏の系譜研究に利用されることが期待される史料ということができる。

## まとめ — 忍畠山系図の史料的位置付けについて —

さいごに忍畠山系図群の史料的な位置付けについて簡潔に纏めておくことにする。甲から丁の四本は互いに強い共通性を有しているが、内容においては甲本が最も古い特徴を示している。また、型式においては尊卑分脈に範を採つて清和天皇を太祖とし、劈頭の記号を採用し、略字を多用したり、年月日の字を省略する表記法を保つている丙本が粗形に近いものと推定される。

尊卑分脈と比較すると、清和天皇から義兼までは引用部分が少なくな。脇本と前本によるものがあるので、当該部分が付加、変更されたのは梵舞と脇坂安元が尊卑分脈の校合を終了した時期以降となろう。しかし、泰國から後の部分については独自性を保持している。それは尊卑分脈と異なる國氏と尚長を主標に掲げていることであり、高國・國詮・義方の系けかたが違つてゐることである。國氏と尚長は系圖傳と諸家譜にも採るところであり、畠山本宗系図の最大特徴といふことができる。

また、持國以降の部分について、脇本や前本より注が充実しており、政國以降の部分については既存の系図を引用したものではない。おそらく家伝によるものであろう。系圖傳政長事績注との類似をもつて引用関係が窺えるのであるが、忍本では畠山家祖を泰國とする点に独立性を保つておらず、あるいは系圖傳よりも底本の成立が早いかも知れない。

結論は留保し課題とするが、先祖宮原新左衛門は忍藩畠山家勤書に「御高家衆畠山紀伊守次男畠山八郎次郎惣領ニ而紀州宮原与申候処ニ住居仕候然る処本家畠山民（部脱）大輔大坂御陣之砌働御座候而公儀江被召出候節新左衛門儀も一縉ニ江戸表へ罷出居候処」と記す通り、一蓮托生の嫡家同居親族であった。また、寛政重修諸家譜によれば政信の妹は「松

平下総守家臣宮原惣左衛門家政が妻」であり、高玄の妻は松平下総守家

臣宮原惣左衛門政房が女であった。系図を共有していたことが推定され

るのである。畠山嫡流に極めて近い忍畠山系図は史料の正当性において

乙群系図とは比較にならず、嫡家の系図と同根でありながら、独自性を

示している。さらなる研鑽がもたらす福音は小さくないものと信じる。

落筆に当たって、秘蔵の史料の熟覧と発表を快諾された畠山恒雄氏・

畠山晃司郎氏・畠山克己氏にこころより感謝申し上げる。また、調査協力者の齋藤準一氏と参考史料を御教示下さった行田市郷土博物館の鈴木紀三雄氏にも厚く御礼申し上げる。

### 註

- 一 他の諸系図に倣つて義純から代数を数えることにする。
- 二 その縁を以つて家紋二種（五七桐紋と菊桜紋）を後花園天皇より許された。
- 三 甲本では政長の左側に義就を置くが、尊卑分脉では右側に置く。
- 四 丁本には政尚の子に貞政、高俊、万徳、政能の四人を挙げる。
- 五 沼田頼輔『綱要 日本紋章学』明治書院 昭和三年
- 六 近藤安太郎『系図研究の基礎知識』全四巻 近藤出版社 平成元年
- 七 『新訂寛政重修諸家譜』群書類從完成会 昭和三十九年
- 八 『寛永諸家系圖傳』群書類從完成会 昭和五十五年
- 九 『尊卑分脉』改訂増補國史大系 吉川弘文館 昭和四十九年
- 十 小川信『足利一門守護发展史の研究』吉川弘文館 昭和五十五年
- 十一 義満の注のうち事績に関するものは脇本・前本で補つている。
- 十二 『畠山系図』『群書系図部集』群書類從完成会 昭和四十八年
- 十三 『兩畠山系図』『群書系図部集』群書類從完成会 昭和四十八年
- 十四 寛政重修諸家譜では尚長を「初尚順 尚度」とするので、引用していないことがわかる。

## 畠山畧系圖

仁王五十六代（丁本王作皇）  
(劈頭付乙本△丙本▲・乙本丙本皇作王)

清和天皇

(乙本丙本丁本上野作上總)  
上野常陸子大守四品中務卿

貞純親王

母神祇伯棟貞女  
号桃園親王

太宰大貳左馬頭(乙本丙本五十一四卒)  
母石大臣源能有女天徳五年十一月四日卒

経基王

嗣將軍鎮西將軍上野筑前(乙本丙本)  
武藏守左衛門權佐正四上[号六孫王]

号六孫王(甲本闕源)

鎮守府將軍攝津陸奥越前美濃權守

(乙本丙本介作助部作ア)

常陸介治部大輔右馬頭

満仲

母武藏守橋繁古女賜從二位

(乙本丙本等作ホ部作ア承作亟)

上総陸奥等守治部大輔民部丞兵部左衛門尉皇后宮亮左馬權頭

從四上自河内守昇殿

頼信

(乙本丙本三九一卒六十)

母大納言藤原元方女康平三年九月一日卒年八十

一條院判官代伊与河内甲斐相模下野武藏伊豆陸奥守鎮守府將軍

(乙本丙本部作ア) (乙本丙本頭作助)

民部少左馬頭兵庫允左近將監從四下昇殿

賴義

(乙本丙本二五二卒或十月十三)

母修理命婦永保二年五月二日卒或十月十三日年八十八

(乙本丙本略作畧)

鎮守府將軍猛將武略通神弓馬達人也

(全本)

伊与河内武藏相模下野陸奥信濃守左馬権頭左近將監兵部大輔

(乙本丙本部作ア)

治部少左衛門尉

義家

父賴義朝臣宗廟八幡參詣而通夜之時賜三寸鉄由有感夢之告且晨於

(乙本御作仰) (乙本丙本以作此、丙本乙本珍作珍、丙本壁作壁)

其枕牀得一柄十鉄御神德拭感淚即安置以靈宝為一家珍璧自

(乙本胞作抱)

蒙其靈夢室懷胞即男子出生七歲春於祖神社壇依加首服号

八幡太郎

新田足利両家御祖 (乙本丙本丁本無此行)

源氏正嫡号足利加賀介式部大輔從五下帶 (刀脱) 長

義國

母中宮亮有綱女或安藝守有綱女

(丙本陣作陳) (乙本丙本入於路次)

久安六年參陣之時不測而參會大炊御門右大臣實能公為狼藉以侍隨

(乙本丙本入仍) (乙本丙本徒作徒)

身等被打落郎徒等含憤馳向本所燒拂依之勅勘而下野国籠居

(丙本二六廿六)

仁平四三十六出家世人号荒加賀入道 久壽二年六月廿六日卒下野国別業

籠居仍足利

新田祖

義重

(予)

(乙本丙本七七十二)

鳥羽院北面陸奥伊与守上野介藏人昇殿保元七年七月十二日合戰之後也

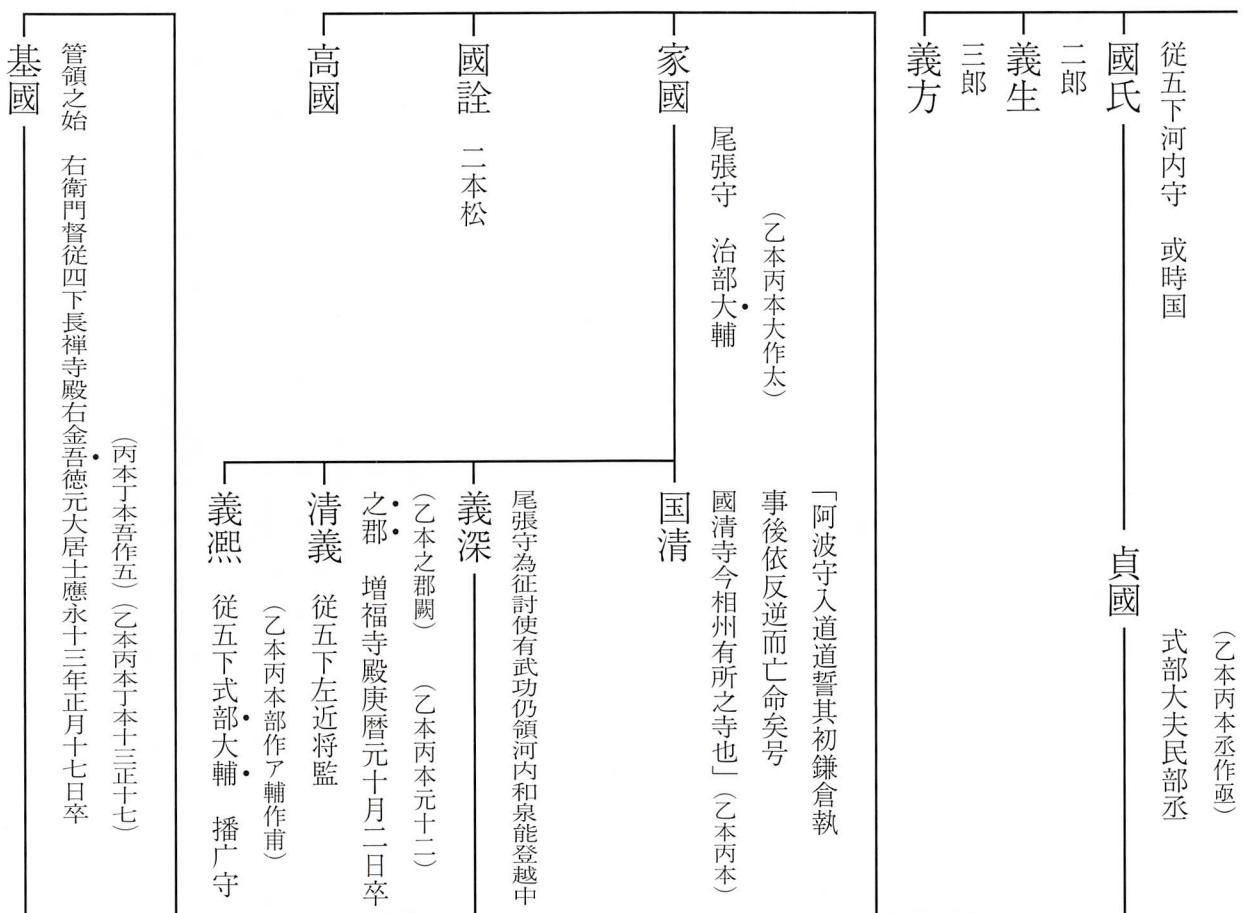
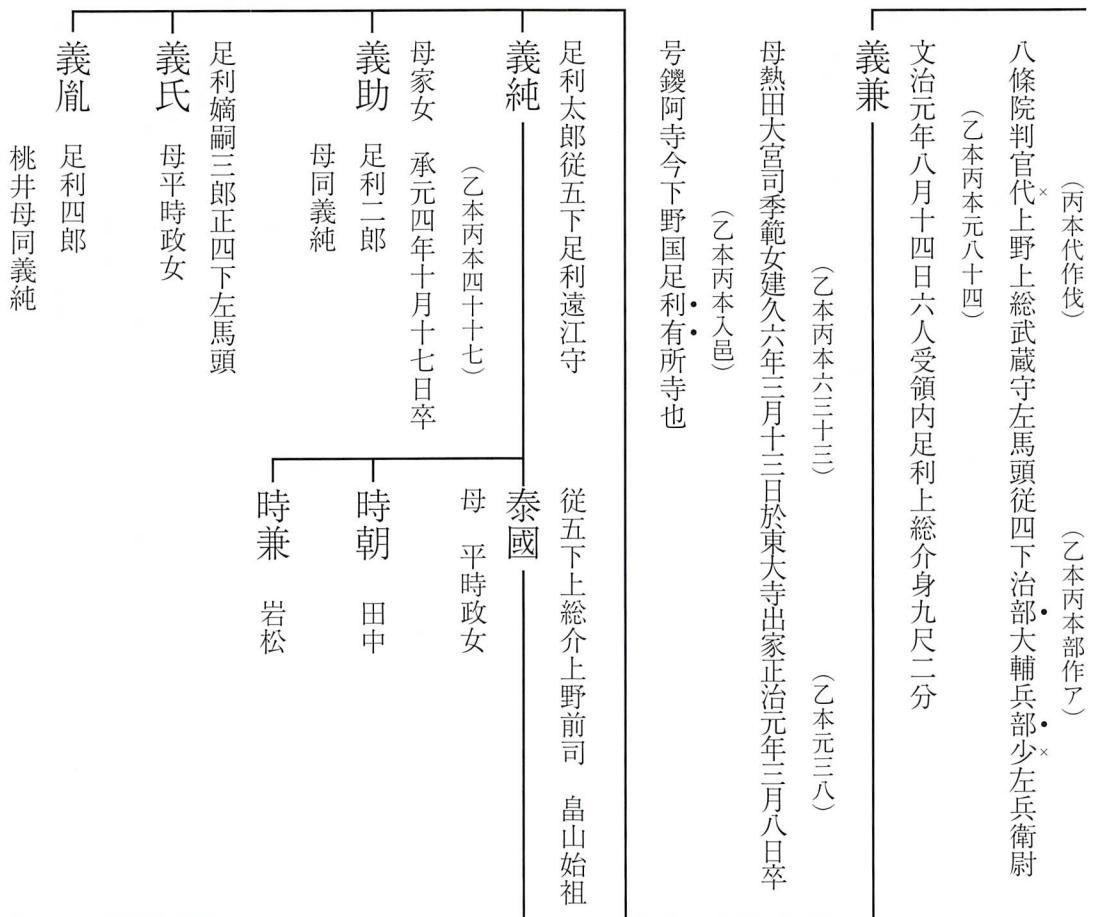
(乙本丙本部作ア)(少輔)

從五下叙留兵庫助左馬允治部少左衛門「尉」(乙本丙本)

義康

(乙本二五廿九)

母信濃守有房女 保元二年五月廿九日卒年三十一号足利藏人



討山名氏清而益封山城大和攝津郡邑應永四年始為管領職與斯波細川

(乙本丙本丁本帥作師、乙本朱筆「帥ナルヘシ」)

相代為關國將帥長世稱三管領永以為家例

(乙本著作ハ) (丙本丁本著闕)

(乙本丙本丁本二四九)

河内汎川郡萬松山真觀禪寺開基大業和尚ハ基國弟也

(乙本丙本丁本五九十九)

管領二代 徒三位尾張守真觀寺殿直源道端大居士永亨五年九月十九日卒

滿家

攻大内義弘破彼軍獲其首感賞勳績增封紀伊武名大彰聲價益重將軍

(乙本丙本八幡闕)

義持薨後不緒有闕滿家詣八幡社探閻決定青蓮院門主義圓而為義教

將軍且奉武命迎彦仁親王為後花園帝威望權勢無出其右者也及卒

(乙本丙本丁本召作州)

葬河召号貞觀寺今有所寺也

能登守修理大夫

同上北國畠山之祖

滿則

義忠

政國

義統ツナ

能登守

(乙本丙本丁本傍点部送卒後) (乙本丙本丁本吾作五) (丙本丁本徳作徳) (乙本丙本四三廿六)  
管領三代 徒三位尾張守左衛門督光教寺殿左金吾徳本大居士亨徳四年三月廿六

日卒

(丙本二闕)

京都建仁寺塔頭西來院二位牌アリ

持國

右馬頭

持富

(乙本丙本丁本二闕)

領國右二同

管領四代 徒三位左衛門督尾張守實者持富之子号實隆寺殿明應二年四月九日卒  
政長

(乙本比作頃)

長祿寛正之比政長義就家ヲ相論シ合戦ニ及ト云ヘトモ政長打勝テ管ヲ相続ス後河内正覺寺ニ於テ割腹

号善應寺

(乙本丙本丁本傍点部闕)

義就

伊与守右衛門佐

義豊

彈正少弼上總介

義英

上總介

義宜

上總介

(乙本丙本丁本傍点部移五十五後付又頭) (乙本丙本丁本三三廿)

從四下左衛門督尾張守号卜山 勝仙院殿龍源徳陽大居士 天文三年三月廿日卒年

五十五

(乙本丙本丁本傍点部闕) (乙本丙本丁本順作須)

幼名御兒丸

或尚順

尚慶卜毛

尚長

領國河内和泉紀伊越中山城之内攝州欠之郡和州宇知之郡

(乙本丙本丁本大居士)

(乙本丙本丁本十四五十四)

右衛門佐 尾張守 大和寺殿寛源悟公居士 天文十四年五月十四日卒年四十二

植長

(乙本丙本丁本十四五十四)

尾張守 大和寺殿寛源悟公居士 天文十四年五月十四日卒年四十二

(乙本丙本丁本磨作广) (丙本丁本国作國)

(乙本丙本丁十九八十二)

始播磨守後尾張守

後昌院殿花国宗貞大居士 天文十九年八月十二日卒

政國

(八部) (乙本丙本和州)

領國河内和泉紀伊攝州欠之郡和宇知之郡

(乙本丙本丁本四十五)

尾張守 紀伊守 多宝寺殿高玉空外大居士 天正四年十月十五日卒

高政

(乙本丙本丁本者闕)

母者宮崎隱岐入道女 領國河内紀伊和泉半国攝州欠之郡和宇知之郡

(乙本丙本丁本河州)

(乙本丙本丁本紀州)

居河内高屋城次男政尚居紀伊岩室城三男曰昭高兄弟同志合兵殺三好

實休于泉州復彼侵地高政無子政尚之子以貞政為嗣

(乙本丁本磨作广)

政尚

左衛門佐

昭高

左京大夫

貞政

左衛門佐

高政之養子

(丙本傍点部闕) (乙本傍点部移此行頭)

八郎次郎

後播州

或政次

号宮原

政能

天正十二年尾州樂田ノ役一族挙而奉 東照公命欲為後援和議成而其事不果

翌十三年春豊臣之軍攻畧紀伊在田郡岩室城等皆陷因潛居于該地宮原郷

「天正十三年豊臣秀吉南紀侵入在田郡岩室城落去後潛居  
于該地宮原郷因而稱宮原沿襲家号トナス」(乙本替之前三行・丙本闕左注)

号宮原沿襲為家号

(丙本採新左衛門尉而已) (乙本闕後) (乙本元未十八卒・闕葬以下)

惣左衛門 後新左衛門 風山道臨大禪定門明暦元年十月八日卒葬于羽州山形

家政

(丙本闕左注・丁本有事蹟注異甲乙本)

(乙本傍点間入巳)

(乙本傍点部天祥廟君)

(乙本闕之)

寛永十八年正月松平下總守忠明君在播磨姫路城之時使幕府官吏石谷

(乙本傍点部廟君忠明公)

(乙本闕君)

(乙本闕傍点部)

土入翁招藩離於是謁忠明君為家臣君以為名家之裔許自分指物賓

(乙本傍点部專欲勵軍門忠願馬廻役而仕之云々)

禮ヲ表シ賜祿二百石特雖有登庸之恩命家政固辭請馬廻之軍役而奉

(乙本傍点間入子) (乙本闕藩主)

仕・ス・ト・云・々・因・テ・世・襲・為・例・慶・安・元・年・六・月・從・藩・主・忠・弘・君・移・于・出・羽・山・形

室者畠山左衛門佐貞政之女 全慈妙心大姉寛文六年九月廿二日卒葬山形

(乙本十四巳四廿七・以下略乙本年次記載補注)

(乙本闕葬以下)

惣左衛門 号了樹 中山了樹居士 元禄十四年四月廿七日卒葬于備後福山

政房

(乙本闕者) (乙本左衛門佐貞政女全慈妙心大姉寛文六年七廿二卒)

(乙本従忠弘君移前寛)

母者畠山貞政女寛文八年八月從藩主忠弘君下野宇都宮二天和元年九月陸奥白川

二移ル 室者加藤太郎右衛門包富養女實ハ原田与八郎女（乙本闕室注）

玄室慧妙大姉享保十年十二月十六日卒葬于勢州桑名真如寺

「家政家督賜二百石而後元禄年中主君依減知為百三拾三石以下文略」（丁本）

惣四郎 繁右衛門 藤治惣左衛門 無物老山居士宝暦六年十一月六日卒葬  
于伊勢桑名真如寺」

政之

年八十七

七左衛門 号宗白 净光院清譽宗順居士 元禄十六年九月廿五日卒葬于撰  
津夢野村長福寺」

満昭

實ハ家政長子紀伊宮原ニ住ス後撰津八部郡夢野村ニ移住閑散終生涯一子  
政富ヲ以政武ノ養子トス故無後嗣

満富 小平太 政武為養子

七太夫 宇右衛門 洞雲院清山元水居士 享保十一年三月十二日卒年八十七

政武

万治三年兄政房ノ請願ニ依テ給俸ヲ賜ヒ雇役ヲ命セラル後貞享四年更ニ禄百五十  
石」ヲ賜ヒ藩臣別家トナル

女子 坂田久兵衛忠善室

某 勝之丞 宇右衛門 満富 勝之丞実ハ政房次男早世

勝之丞実ハ政房次男早世

某

甚五右衛門 實ハ満昭男 小平太

満富

母杉浦源助女

女子

寛文九年退身羽州最上ノ内蟹沢村ニ蟄居スト

満友 系別ニ在リ

某

母久河玄察養女実佐藤角右衛門室

母備後福山ニテ某ノ女

寺

室者阿佐美小平治重僖女春林慧萼大姉寛政四年壬二月廿八日卒葬真如

寺

母備後福山ニテ某ノ女

母久河玄察養女実佐藤角右衛門室

母備後福山ニテ某ノ女

後矢田二改

女子 長坂兵左衛門室

女子 德重元隆室 斎蓮院義山貞公大姉 延享元年七月廿七日葬桑名大  
「福田寺」

女子 早世 貞良院妙解信女 寛保三年四月十三日卒葬真如寺

早世

女子 早世 消泡童女 享保七年三月八日卒葬真如寺

後ノ室ハ中川半兵衛妹カヨ法室貞光大姉文政四年九月十四日卒葬同寺

妾腹

某 亀藏早世 華岳春香居士安永四年正月十六日卒葬同寺年八  
「女子リキ 養子政秀室」

女子マツヨ 小河原権平宗昌室 蓮室養香大姉安政四年十一月十八日卒葬桃林  
「寺」

繁太郎 藤治 物左衛門 始政輔 聞了正見居士寛政六年八月十二日  
「卒葬真如寺」

政治 年五十三 号畠山

母ハ阿佐美重僖女天明八年三月家号畠山ニ復ス

室者寛長太夫女無子ニテ卒ス清體恵香大姉明和四年十二月六日卒葬真如寺

後ノ室ハ小河原孫左衛門宗屋三女ミヨ真月知峰大姉文政二年五月廿九日卒葬  
「真如寺」

女子 早世 秋天童女 寛保二年九月八日卒葬真如寺

女子 早世 馨心玉英信女 宝曆九年正月十日卒葬真如寺

政著

母ハ政治女部屋住ニテ勤仕未繼家督卒ス

室者古市藤左衛門正容長女マセ蓮臺壽馨大姉明治十四年八月廿一日卒葬桃林寺  
年七十五

女子 コマ 梅雪禪童女 文政三年十二月四日卒葬真如寺年八  
「母ハ中川氏」

二人 早世 リツ 智玉童女 文政二年十一月廿三日卒葬同寺 年一  
「母ハ中川氏」

左熊 庄三郎 孫之助 物左衛門 号精一

政年 左馬之助 新左衛門 清左衛門 号生坐 陽山量壽居士嘉永六年正月八日卒  
「葬于武藏忍」

政秀 桃林寺年七十九

母ハ小河原宗屋女實者片岡嶋之助春正次男政治養而配其女為嗣文政六年九月  
從藩主忠堯君移于武藏忍

室者 政治嫡女リキ正屋貞因大姉寛政八年三月廿四日卒葬真如寺

左熊 庄三郎 孫之助 物左衛門 号精一

政年 左馬之助 新左衛門 清左衛門 号生坐 陽山量壽居士嘉永六年正月八日卒  
「葬于武藏忍」

政秀 桃林寺年七十九

母ハ小河原宗屋女實者片岡嶋之助春正次男政治養而配其女為嗣文政六年九月  
從藩主忠堯君移于武藏忍

室者 政治嫡女リキ正屋貞因大姉寛政八年三月廿四日卒葬真如寺

養家二移ル

某 早世 宮原徳蔵 荷葉孩子天保九年七月十日卒葬桃林寺年一

義太郎 左馬之助 貞衛 八郎次郎

量山東江居士明治七年五月十二日卒

桃林寺年二十九

政雄

母ハ菅沼定 女

室八千葉善之丞胤晴女タケ

義富 宮原久米次郎 多熊

村上竹之進義行養子明治二年十一月廿五日養家ニ移ル

女子 早世

淨雲嬰孩嘉永二年三月六日卒年一春英卜合葬

某 早世 宮原益三

春英童子安政六年正月廿五日卒葬桃林寺年六

女子 ハナ 芳川修平俊興室

明治八年八月十一日嫁

女子 ウメ 稲垣義真室

明治十二年二月廿五日嫁

某 宮原銃造

德重元瑞養子明治九年四月七日送籍

山口県士族

女子キン 船越 保雄室

明治廿年四月廿八日嫁

女子レイ 草尾駒作

室明治廿一年四月廿八日嫁

政久

母者千葉胤晴女

(丙本二六廿五卒・以下略丙本年次記載補注)

左衛門督 釧迦寺殿高源道看大居士 元亀二年六月廿六日卒

昭高

(丙本闕送仮名・以下略補注)

貞政未長昭高假居高屋城而右府織田信長女ヲ娶ル家臣遊佐氏挾憤怒之志昭高ヲ弑高屋城

貞政

(丙本丁本闕殿) (丙本丁本十八三七卒)

播磨守左衛門佐 實政尚子圓覺院殿覓山玄心大居士

寛永十八年三月七日卒

京東山禪林寺葬

(丙本闕者・以下略同様補注)

母者湯川式部少輔女

又号玄心 保紀州天正十二年内府織田信雄与豊臣秀

(丙本宮作君)

吉欲戰染田貞政奉東照神宮命募聚兵士為之後拒和議已成其事不

遂以為遺憾帰心神君明年秀吉陷岩室城至此貞政喪地落魄タリト云

二郎四郎 民部大輔 号休山 源昌院歴山一景大居士 延宝三年正月二日卒

政信

母者貴志五郎女 元和元年難波之役突馳入城斬首三級 大猷公以為名家遺

胤待其東來嘗賜三百石為湯沐之邑寛永元年移居江府蕨後仕 嶽有公経年

(丙本闕之)

之稱休山居士以壽終

女子 宮原新左衛門家政室

女子 長井助十郎 室

「一人 福鳴助六郎室 「某

多賀外記室

(丙本侍従民ア大輔)

(丙本高峰作玄峯)

「某

二郎四郎 従四上民部大輔 清觀寺殿大中大夫前拾遺高峰 基玄大居士宝永七年二月廿日卒」

(丙本無泰顯以降)

基玄

慶安二年挙<sup>レ</sup> 謝 大猷公毎歳父子共献銕馬挙禮唯頌彩服不下觴瀝 巖有公亦追

(丙本入其前) (丙本入授綱点間)

例延宝六年倍采地列高家衆任従五位下侍従 常憲公治世日叙従四位上特

蒙恩命為御側衆或為奏者番而後復任高家衆屢增祿邑合五千石トナル

主税助 号本立寺

義玄

左源太 号瑞隆寺

高玄

源三郎 帶刀

母八宮原惣左衛門政房女

某 鉄十郎

女子 早世

能勢勝左衛門室

植松勝左衛門室

三人 林大学頭信篤室

義要

五郎七郎

某

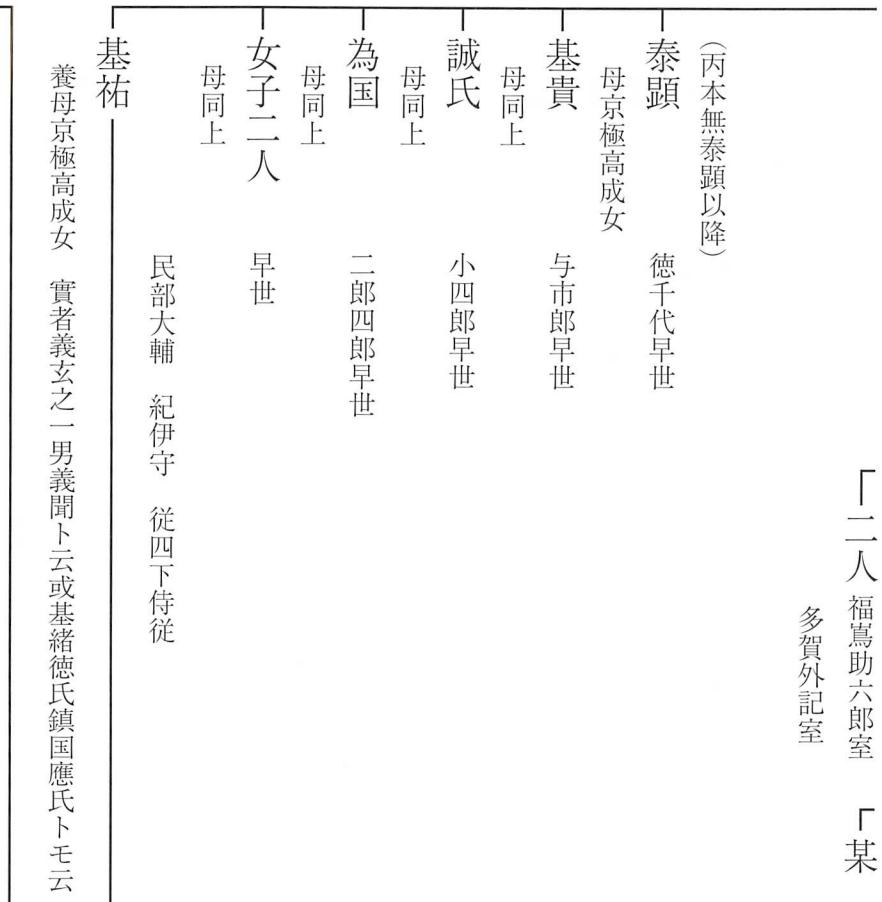
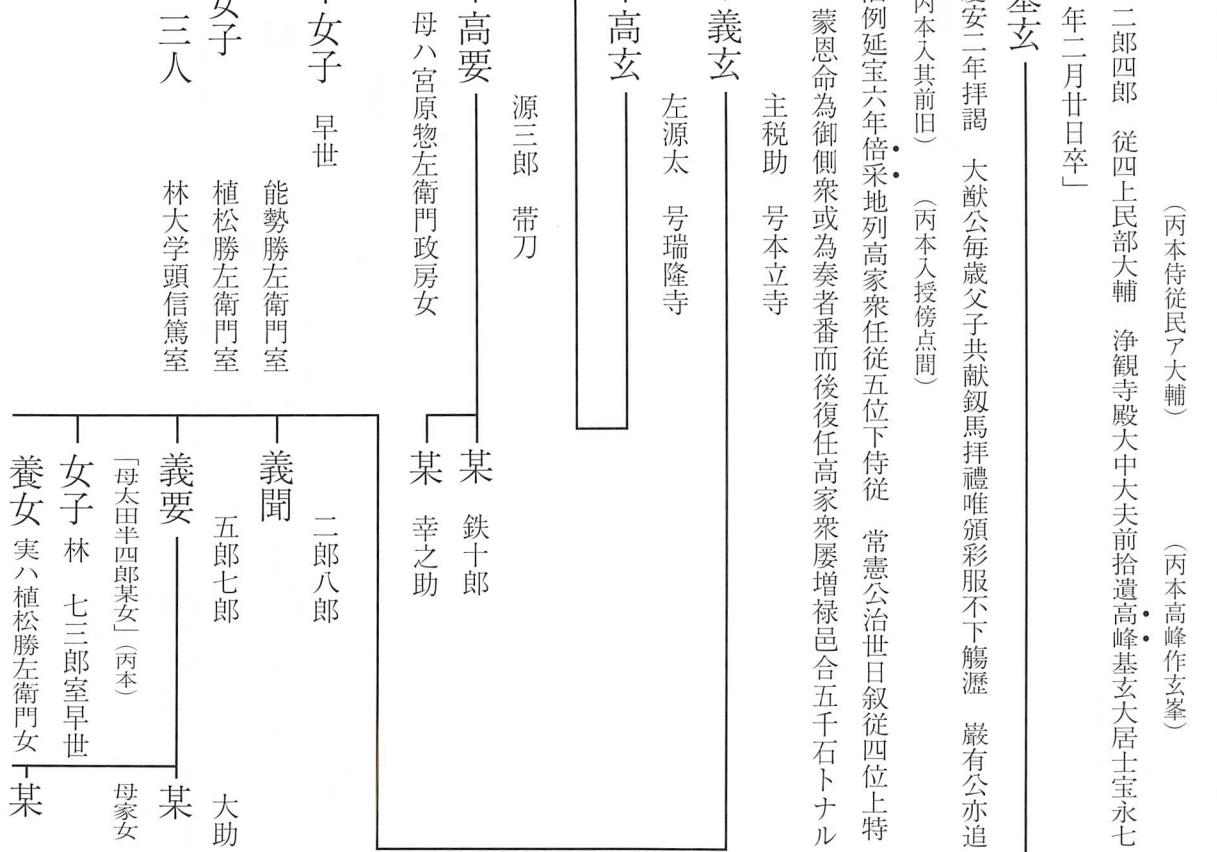
大助

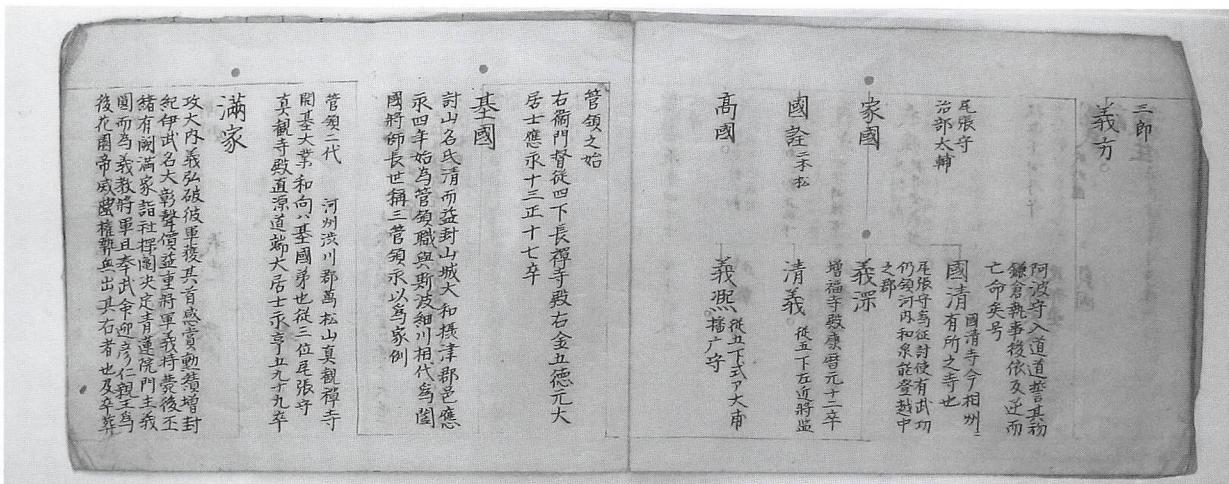
女子 林 七三郎室早世

母太田半四郎某女 (丙本)

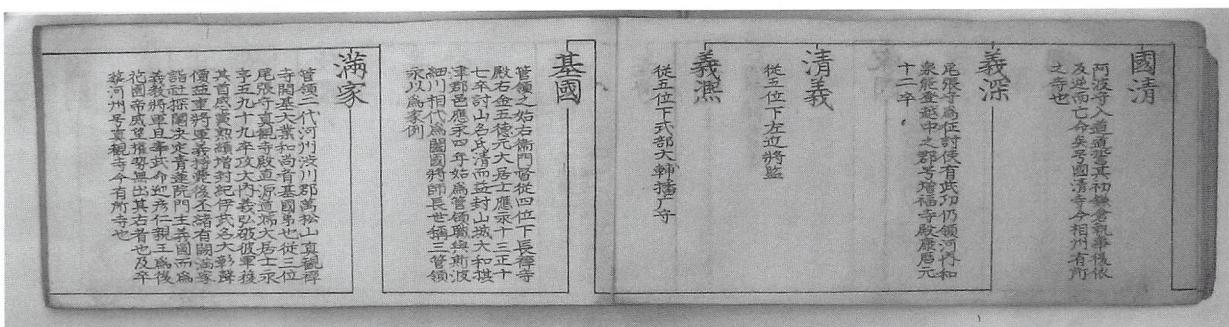
某

母家女

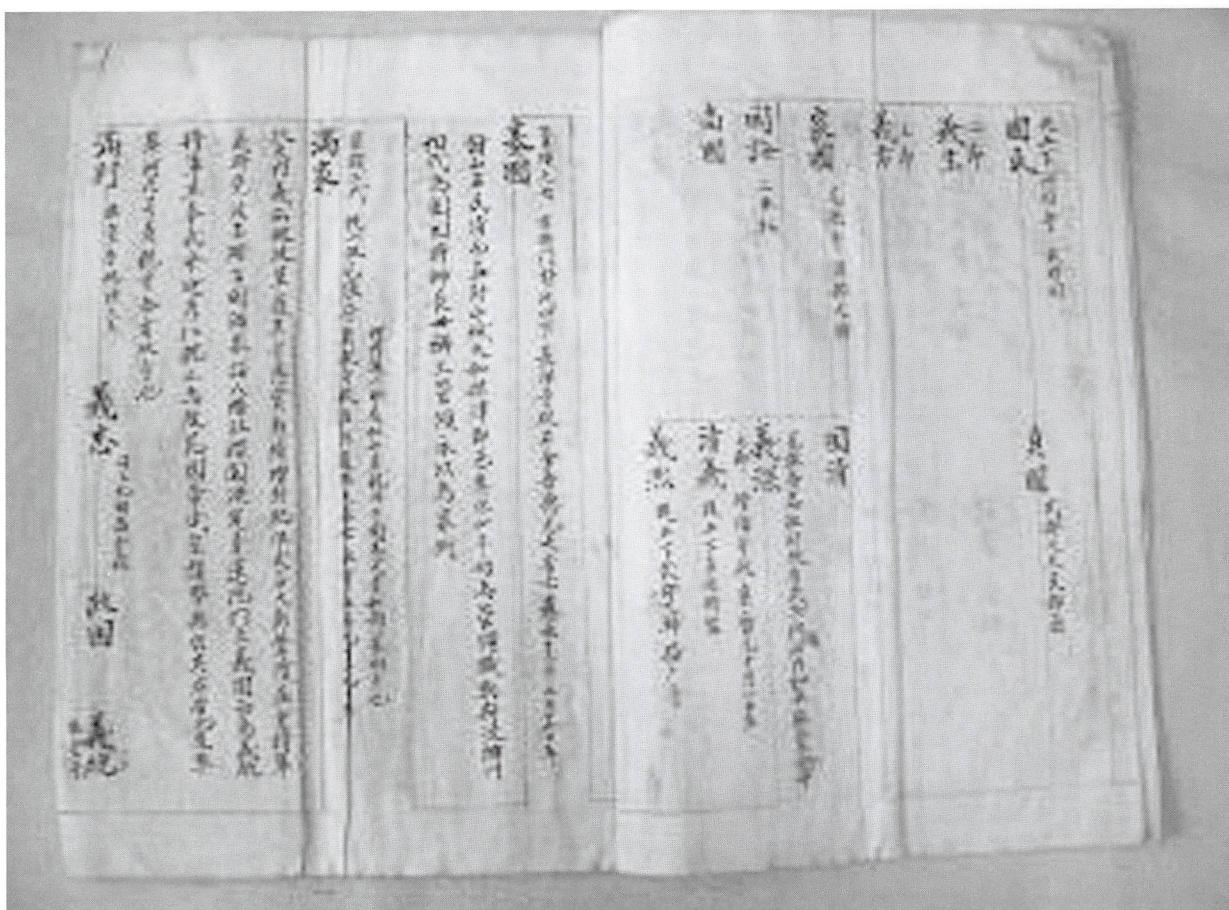




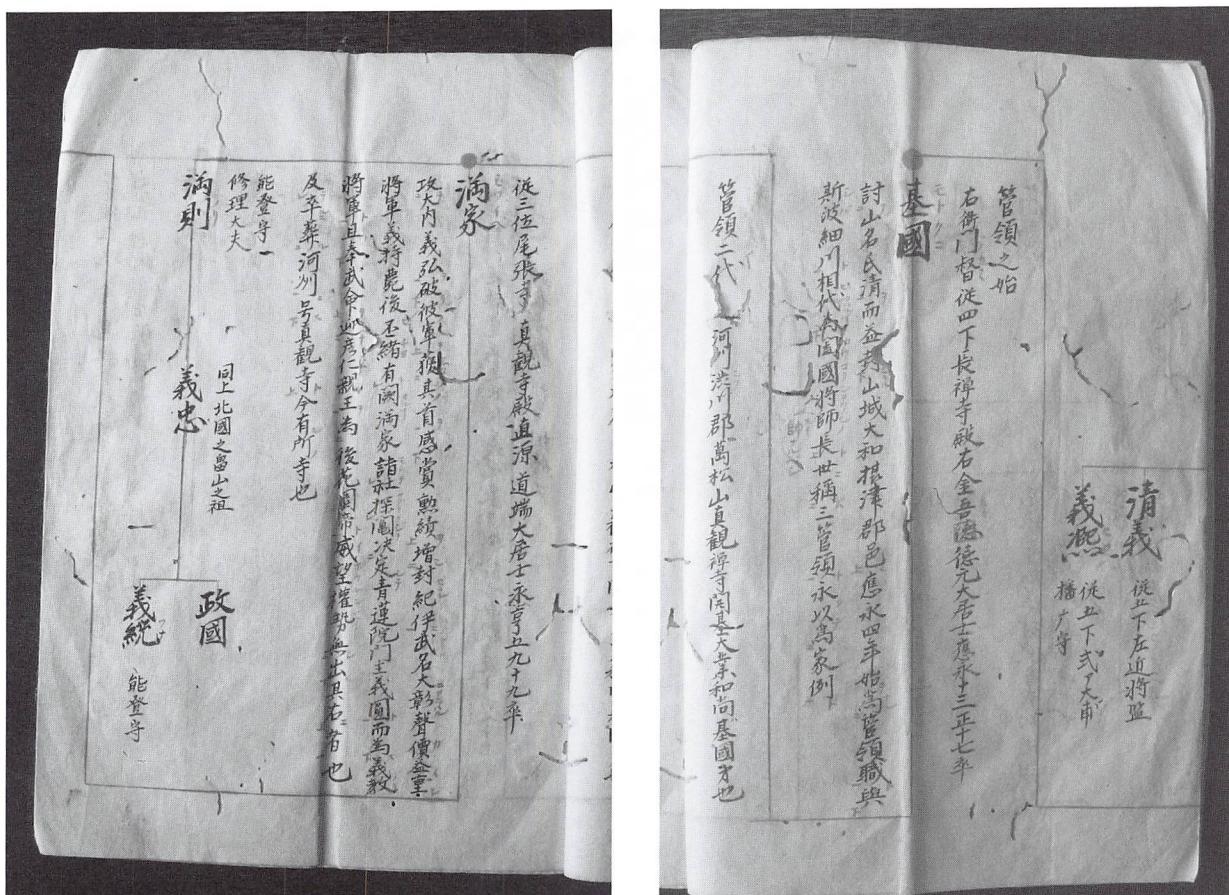
## 1 丙本（家國～滿家）



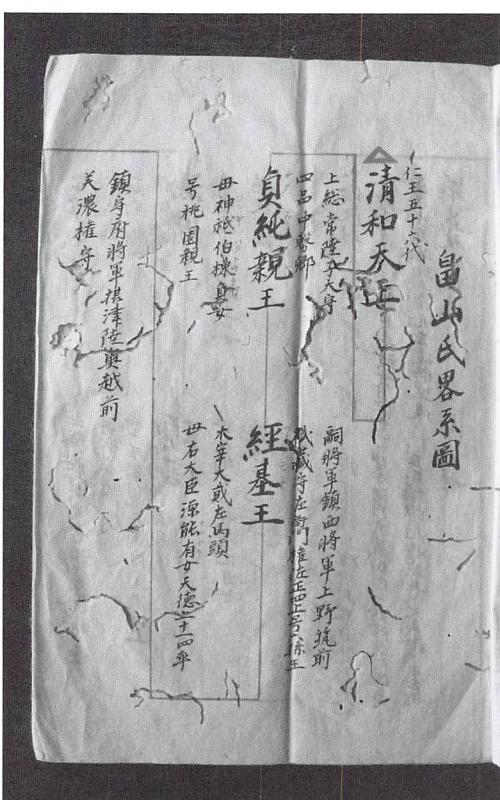
## 2 丁本（國清～滿家）



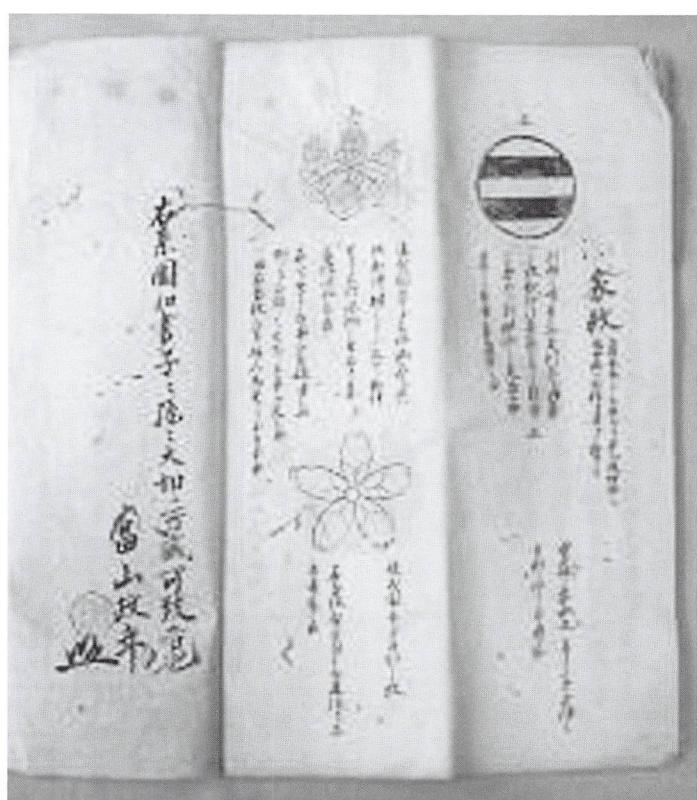
### 3 甲本（國氏～滿家）



4 乙本（基國～満家）



5 乙本冒頭「清和大王」



6 乙本卷末の家紋貼り込み